

『国家論』(初版) (「第一巻」 本論 (第一回))

ジャン・ボダン
高橋 薫 訳

以下に紹介する稿は十六世紀後期フランスを代表する思想家のひとり、ジャン・ボダンの数ある名著のなかの代表作のひとつ、『国家論』初版本論の「第一巻」(全十一章)の凡そ十一分の一にあたる第一章から第三章までの全訳である。この部分についてはすでに白水社『フランス・ルネサンス文学集 1』に故平野隆文氏による抄訳が掲載されているが、思うところあって(おおまかな事情は中央大学通信教育部機関誌『白門』2017年3月号に投稿予定の拙文「叱らないことを叱る」を参照)、「第一巻」全訳を載せることをお願いした。本来この稿は、今は亡き陰の恩師野沢協の示唆により、現在完成を目指している、ヴァリエントをふくむ『国家論』全訳の冒頭部分であるが、出版の目途がたたない現状で(現在「第四巻」の試訳にかかっているが訳者の年齢を考えてもどこまで達成できるかわからない)、このすぐれて16世紀的な思想書の内容が、本来の16世紀的な文脈を削除された、抄訳や政治思想的概要の紹介にのっとり、誤解されたまま本邦で流通してゆくのを恐れ、少しでもその本来の姿を日本語に移すべく連載をお願いするにいたった。

底本は、

Six Livres de la Republique de J. Bodin Angevin, A Monseigneur du Faur,

Seigneur de Pibrac, Conseiller du Roy en son Conseil privé, A Paris, Chez Jacques du Puys, Libraire Iuré, à la Samaritaine. 1576, Avec privilege du Roy.

Bibliothèque nationale de France, Paris. Réserve des Livres rares. RES-F*-67

R99519

の電子テキストである。

なお现阶段でもっとも完備したイタリア語訳であるパレンテ版もあげておく。パレンテ版には特に膨大な欄外註の解説、および慣れないイタリア人名註について殆どすべてを負っている。

I Sei Libri dello Stato di Jean Bodin, a cura di Margherita Isnardi Parente, 3 vols.

Unione Tipografico-Editrice Torinese, 1964-1999.

本稿が掲載される中央大学学術紀要『仏語仏文学研究』の趣旨からして、この本論に先立つ、全体を見据えた「序文」やラテン語の「献辞書簡」、および「目次」、「小見出し」は省略し、またどの版までカバーしたらよいか見当もつかない（おそらく著者の生前の最後の版まで手を加えられた）膨大なヴァリエーションには一切手をつけなかった。

註についても一言お断りしておかなければならないだろう。訳註は原則として施さない。ただお読みいただくうえで学術的に必要が高いと思われる解説は文中の割註〔 〕の中に、ポイントを落として記した。この訳者註は数が少ない。もちろん世界的な常識と思われる人名・地名・事項についてはいっさい註を付していない。また『国家論』には膨大な欄外註があり、しかも訳者が疎いラテン語で記されているうえ、電子データ版の解析度もはなはだ宜しくない。このため著者に比較的わかりやすい英

訳や（語学的には殆ど分からないが、学術的密度は非常に高いと思われる）マルゲリータ・パレンテによるイタリア語訳（確認しておくがパレンテの底とした版は初版ではない）を頼りにして、原綴のまま紹介することにした。これもまた欄外註や後註、脚註の形式を採用せず、割註とした。『国家論』欄外に示された『学説彙纂』や『ユスティニアヌス法典』その他の慣習法への指示は、西洋法制史の専門家や篤学の士のために、先に述べたように、原綴のまま、もしくはパレンテの指示するままに拾った。これは下記の羅仏対訳版があるとあらぬとにかかわらず、殆ど対照をせず確認しなかった。法学者ならぬ人文学に携わる者には荷が重すぎる課題だったからである。これについては専門の西洋法制史家の方々にお任せしようと思う。また欄外註も同様に拾った。拙訳が市場に出回らない、学会誌に掲載されるという形式に甘えた、ととっていただいて結構である。ただしその中にはわたしたちに調べがついた該当する邦語文献やフランス語文献がある。この場合は原著の註にあらわれた書名等をとらず、訳者が使用した文献をそのままのつづりで用いた。パレンテは先ずボダンの欄外註を網羅し、その中で補足すべきもの、訂正すべきものについては自註を施している。これについては〈 〉内で記した。[] 内に〈 〉が含まれる場合もあるし、[] 内の原註がパレンテによって精度を増している場合、出典には記されているかいないかにこだわらず典拠を連続させたものもある。当然のことながら、パレンテが使用した版と訳者が参照した邦訳書では章節句やページ・ナンバーが異なる。この場合はそれと断らず、訳者が参照した版の章節句やページ・ナンバーを記した。パレンテがイタリア人学徒を念頭に置いたように、訳者も極東のこの地の、ありうべき読者を前提にして和訳に向かっているからである。そして〈 〉内でパレンテがイタリア語で出典について解説している文章について、原著に欠けている典拠や原著註の補足は、初版に対応すると思われるもの限定して、できる

だけ参考とし、訳者の手が届く範囲にそれらの和訳本、フランス語訳本、英語訳本があった場合には、和訳の原則からいって、そちらを優先させた。とはいえ訳者の手元にあって、パレンテが解説し、補足した出典註・解釈註のために用いた和訳本・フランス語訳本・英語訳本の解釈が本文に即応しているものでは、必ずしもなかったことを告白しておく。原註ではラテン語、ギリシア語、ヘブライ語名辞であるが（おそらく一定の方針があつてのことだと思う）パレンテがイタリア語名辞化したものもある。Titus-LiviusをTito-Livoと表記するのがその一例である。また原註内で用いられていたであろうラテン語等をイタリア語訳し、そのまま原註にしている場合もある。こうした方途が翻訳という作業にあつては本来的な措置であることは重々承知している。この和訳もその方針に従い、各原註内で指示された文献や表現をいずれかの手段をとり、原綴にもどし、それを和訳すべきところであろう。しかし、繰り返しになるが、粒子が荒い電子テキスト（初版はさいわいなことに欄外註を除く本文に大きな不備はなかったが、後年の版のテキストには欠落ページが存在する場合も時としては存在した）を底としている現状で、全面的にイタリア語訳から原綴を導きだしたり、固有名を同定したりすることが、現時点では不可能であったためである。パレンテが指示している、初版以後に現れる異本文に添えられた原典註や、『国家論』の影響を叙述した文章にまでは触れなかった。先行文献で影響を与えたかもしれない文書で調べがつかなかったものはパレンテを写し、パレンテを媒介とし、調べがついたものについては先と同じような処置をおこなった。またイタリア語にはまったくの素人であることを自覚しながらも、十六世紀当時（『国家論』初版刊行以前）の時代背景に触れる伊訳本中の訳註はできるだけ拾うように努めた。繰り返すところだが、パレンテの底は基本的に一五八三年版であるとはいえ、諸版の融合であり、また註釈に利用している『学説彙纂』その他の出典もイタリア

で利用できる版となっており、中代フランス語で書かれたユマニストの碩学の思想書に、無謀にも徒手空拳で立ち向かおうとする老学徒には荷が重すぎる課題である。ただ『ガルガンチュワとパンタグリユエル』や『エッセー』、『エプタメロン』、『キリスト教綱要』が複数の訳者を得ているのに対して（『キリスト教綱要』の場合は版が異なる所為もあるが）、同時代においてはおそらくそれらと同じ、もしくはそれらに匹敵する衝撃を与えたかもしれないフランス十六世紀の名著を、ごく一部の抄訳に任せてはられないという思いがあったのは確かである。電子テキストなどといった媒介に頼らず、フランス本国の国立図書館で、『国家論』の諸々の版やラテン語版をもとにした総合的な翻訳が、若い研究者の方々の手により遂行されるまで、望むべきは初版、ラテン語版、および各諸版の異本が甚しいのを知った今、故野沢協の言葉を越えて、異文を収集するだけにとどまらず、それらすべての版を日本語に訳すべきだという信念をいただくにいたった今、若き研究者、将来の十六世紀研究者、将来の西洋政治思想家の手によってボダンの『国家論』のそれぞれの版の完訳が上俵されるように。その理想が叶えられるまで、誤読・誤解に満ちているに違いないこの日本語訳が露払いとなれば、これに勝る仕合せはない。また「第一巻」のページ数から逆算して、今回は「第一巻」本論第一章から第三章までをご覧にいただくにとどめた。なお訳稿にはいっさい段落分けがされていないが、これも初版原著と同じ体裁をとったためである。ご負担をおかけするが、ご海容のほどをお願いする。万が一にでも存命中に是と思える訳稿を完了し、奇特新出版社がいらしたら、この点についても配慮するつもりである。このような訳稿を掲載していただくのが、他の執筆者の先生方には失礼であろうことも重々承知しているが、古い先短い身の上を考慮して、あえて投稿させていただいた。再度ご海容をお願いする。最後に、指示された参照文献はそれぞれ出版社を明記したが、古代法のフランス語訳につい

ては、勤務先の図書館に収めているだけでは十分と思われなかったので、つぎのものを使用した。ただ重ねてのお断りで恥を晒すことになるが、原典で言及された「学説彙纂」等の条文とは、現在の段階で必ずしもひとつひとつ対照することは能力的にも時間的にも不可能であったことを告白しておく。

Les cinquante Livres du Digeste ou des Pandectes de l'Empereur Justinien, Traduites en français par feu M.Hulot, Docteur-agrégé de la Faculté de Droit de Paris et Avocat au Parlement, pour les quarante-quatre premiers Livres, et pour les six derniers par M.Berthelot, ancien Docteur-agrégé de la même Faculté, Avocat au Parlement, Censeur royal pour la Jurisprudence, et maintenant Professeur de législation à l'École de droit de Paris, [//] Sur un exemplaire des Pandectes Florentines, conféré avec l'édition originale de Contius, celle de Denis Godefroy par Elzévir et plusieurs autres. (Cette traduction a été exactement revue, corrigée et complétée par les edituers.), Metz/Paris, 1805, 7 vols.

他の古代法の仏訳原典は入手できなかったので、以下のリプリント版に頼った。

Les douze Livres du Code de l'Empereur Justinien, de la Seconde Édition, Traduits en Français par P.-A.Tissot, jurisconsulte, membre de plusieurs sociétés savants. 4 vols, Metz, 1807-1810. (Corps Droit Civil Romain en Latin et en Français. Traduit par Henri Hulot, Jean-François Berthelot, Pascal-Alexandre Tissot et Alphonse Bérenger Fils, tt.8-11, Reimpression de l'édition de Metz, Scientia Verlag, 1979)

Les Institutes de l'Empereur Justinien, Traduites en Français par M.Hulot, et suivies une Tables générale des Titres du Digeste et des Institutes par ordre

alphabétique tant en français qu'en latin, avec renvoi au volume et à la page de l'édition in 4°, Metz/Paris, 1806 (Corps de Droit Civil Romain en Latin et en Français, t.12, Scientia Verlag, 1979)

Les Nouvelles de l'Empereur Justinien, Traduites en Français par M.Berenger fils, de Valence (Drôme), 2 vols., Metz, 1810-1811 (Corps de Droit Civil Romain en Latin et en Français, 2 vols., Metz (Scientia Verlag, 1979)

Le Trésor de l'ancienne Jurisprudence Romaine, ou Collection des Fragmens qui nous restent du Droit Romain, antérieur à Justinien; contenant 1°, Les fragmens de la Loi des Douze Tables, 2°, Les fragmens de Gaius, traduits en français par P.A.Tissot, membre de la Société académique des sciences de Paris, de l'Athénée de Vaucluse, de la Société agricole et littéraire de la Carpentras, etc; suivis 3°, Des Codes Grégorien et Hermogénien, 4°, Des fragmens d'Ulpian, 5°, Des Sentences de Paul, Aussi traduits en français par A.G.Daubanton, ex-juge de paix, avocat à la Cour impériale à Paris, auteur des Dictionnaires de tous les nouveaux codes, du Formulaire général des actes ministériels et de procédure, du Traité pratique du code d'instruction criminelle, etc. Metz, 1811 (Corps de Droit Civil Romain en Latin et en Français, supplement 1, Scientia Verlag, 1979)

La Clef des Lois Romaines, ou Dictionnaire analytique et raisonné de toutes les matières continues dans le Corps de Droit, Destiné à servir de complément à la traduction des Institutes et du Digeste de M.Hulot, à celle des douze livres du Code de M.Tissot, à celle des Nouvelles de M.Berenger fils, et à tous les ouvrages concernant la législation des Romains; Avec les renvois sur chaque article au Code Napoléon, aux Codes de procedure civile et criminelle, au Code de commerce, etc. etc.; Par Fieffé-Lacroix, de Neuf-Château (Vôges), Auteur des Elémens de la Jurisprudence, et Traducteur

du 50^e. livre du Digeste, 2 vols., Metz, 1809-1810 (Corps de Droit Civil Romain en Latin et en Français, supplément 2-3. Scientia Verlag, 1979)

* * *

第一章

秩序だった国家の主要目的とはなにか

国家とは複数の家庭と、それらに共通することがらとから構成される、主権〔至高の権力〕をともなう正しい統治機構である。わたしたちがこの定義を最初にもちだすのは、あらゆるものごとにおいて、主たる目標をまず捜さねばならず、ついでそこに達する方法を捜さなければならないからである。ところで定義とは、呈示されているテーマがもたらす決定的な目標以外のなにものでもない。もし定義がきちんと基礎づけられていなければ、その上に構築されるであろうものすべては、その後間もなく崩壊するであろう。そして^ま的を目の当たりにしている下手な弓手が的に狙いをつけられないように、先立って呈示されているものの最終目標を見つけた者でさえ、必ずしもそこに到達する手段を見いだせないことがあるにしても、用いた技巧と費やした苦勞をもって、目標をとらえたり、あるいは近づくことができるようになるだろう。その者が的をはずしたとしても、そこに到達するためになすべきことをすべておこなっていれば、同じように評価されるだろう。しかし呈示されたテーマの目的や定義を知らない者についていえば、的を見ずに空中に射る者と同じく、そこに到達する方法を見つける希望がまったくないといってよい〈キケロ『善と悪の究極について』「第三卷」第六節第二十二項、『キケロー選集』「第十卷」所収、永田泰昭・兼利琢也・

岩崎務訳、岩波書店、176-177 ページ)。したがって以下に、わたしたちが提出した定義のもろもろの部分にわたって詳述することにしよう。わたしたちは初めに「正しい統治機構」と言ったが、それは国家と盗人や海賊の群れと区別するためであった。盗人や海賊の群れとは、^{まじ}交わりも、商いも、同盟も^か交わすべきではないのである。どのような秩序だった国家においても、つねに遵守されてきたように、臣従を誓ったり、和議を結んだり、戦争を布告したり、攻撃的な、もしくは防衛的な同盟に備えたり、境界を定めたり、主権をもつ君主と領主間の紛争を決定したりすることが問われるようなとき、そこに盗人やその配下を加えたことなど一度たりともあったためしはなかった。かくしてこのことはおそらく、人間の律法の裁量を必要としている不可避的な緊急事態によってなされてきたのである。人間の律法は山賊や海賊と、戦争状態における正しい敵とわたしたちが呼んでいる者とをつねに分けてきた。戦争状態における正しい敵とは [Dig., XLIX, 15, 19]、山賊や海賊がその転覆や破壊を目指すところの正義の道によって、自分たちの身分と国家を維持する者たちのことである。これが盗人や海賊には、あらゆる民族に共通する戦争の法を享受させてはならない理由であり、通常、勝者が敗者に課す掟を活用してはならない理由である。そして律法は、ちょうど敵方の虜囚となってしまった者がそう出来ないように、万一、盗人や海賊の手におちた者が、ほんの僅かでも自由を謳歌したり、遺言書を作成したり、あらゆる合法的な行為をおこなったりすることを、これまで望んでこなかったのである [Dig., XXXII, 1, 1]。これは盗人や海賊の虜囚となった者は、かれらの奴隷となってしまったのであり [Dig., XXVIII, 1, 23]、奴隷となった者は総じて己れの自由も、家族に対する家長の権力も失ってしまっているからである [Dig., XLIX, 15, 12]。律法が、ひとが盗人に担保物件や寄託物、借用物を返却することを欲しており [Dig., XIII, 7, 22, § 2; Dig., XIV, 3, 1, § 30; Dig., XIII, 6, 16]、かつ盗人が他人から不法

に占有したものを、暴力によって奪ったのであったなら、取り戻されて然るべきである、と欲している、と一般に述べられているのには、二重の理由がある。一面においては、盗人が、律法を遵守するために裁きを求め、裁きを受け入れる目的で、行政官に臣従礼をおこなうべく、降伏しにやってきたとき、その盗人は斟酌にあたいする。他方、もう一面では、神聖な委託物をそのままに保持しようとねがう者、あるいは司法をわがものにしていくせいで、事実上、司法を自由にしたりする盗賊に対しては、好感をいだくことにおいても、憎悪することにおいても、一切斟酌することはない。第一のものに関してたくさん理由があるが、皇帝アウグストゥスのもの以上に記憶にあたいするものはない。アウグストゥスは鳴りもの入りで、スペインの盗賊の首領クロコタスを捕えた者に二万五千エキュを与えるであろうと、公布させた。このことを知らされたクロコタスは、自ら皇帝のもとにおもむいて、二万五千エキュを要求する。アウグストゥスは彼に金銭を支払わせてやり、恩赦を授けた。それは、どれほど彼がクロコタスに対して審理をおこなうことができ、訴訟をおこなうことができるとしても、約束した報酬をクロコタスからだまし取るために、その生命をうばったと思われないようにであり、裁判所に出席した者に公けの誓約と安全とが維持されるようにであった [Dion Cassius, *Historiae* LVI, 43. [訳者が参照したのは Dion Historien Grec, *des faitcz & gestes insignes des Romains...*, Premièrement traduit de Grec en Italien, par messire Nicolas Leonicene, Farrarois; & depuis de Italien en vulgaire Francois, par Claude Deroziers, de Bourges en Berry, MDXLII, mihi, f. CCXLII r°, であるが、刊本が異なり対象箇所を確認できなかったことを申し添える]]. しかし海賊や盗人に向けて、正式の敵に対するように、普通法を適用しようとする者は、あらゆる放浪者に強盗と結びつく危険な道をひらき、司法のヴェールのもとに彼らの死罪にあたいする活動や団結を保障させるのだ。一介の盗人を立派な君主にしたり、一介の海賊を立派な国王にすることが

不可能だからではない。王杖や王冠をたずさえ、臣民を窃盗や虐待でしいたげることに関して、まともな、あるいはもっともらしい口実さえ持っていなかったいく人もの、国王と呼ばれるよりもむしろ海賊と呼ばれるのがふさわしい者がいるようにである。それはちょうど海賊のデメトリオスがアレクサンドロス大王に、自分は父の稼業を学んだにすぎず、全財産として手漕船二隻だけを相続したにすぎない。しかし海賊行為を咎め立てしている彼はといえば、父王から繁栄している大王国を継承したというのに、それにもかかわらず海陸のふたつの強力な軍隊を率いて荒らしまわり、略奪しまくっているではないか、といったようにである〔キケロ『国家について』第四卷第三章第十四項、岡道夫訳、『キケロー選集』「第八卷」119ページ。あるいはアウグスティヌス『神の国』「第四卷」第四章、赤木・金子訳、『アウグスティヌス著作集』「第十一卷」246-247ページ〕。この言葉はアレクサンドロスを、一介の追いはぎによってなされた正当な非難に復讐しようとするよりも、良心の悔恨にかり立て、そのためこの男をひとつの軍団の隊長にとりたてた。わたしたちの時代、サルタンのスレイマン大帝が、記憶にのこるかぎりもっとも高貴なふたりの海賊、バルバロサ・ハイレッディン〔オスマン・トルコ帝国海軍提督〕とオルチ・レイス〔レイスはオスマン・トルコ時代の外務大臣を指す言葉。オルチはバルバロサの兄〕を自分の顧問に召し出して、それぞれ提督と太守に任じ、海洋から他の海賊たちを一掃し、その状況と海商の流れを安全なものにした。海賊の頭領を美德の港に引き寄せるこれらの方法は、こうしたやからが絶望のあまり王侯たちの領土を侵略するようにさせないためばかりでなく、人類のかたきとしてその他のやからを滅亡させるようにする目的においても、賞讃さるべきであるし、これからさきにあっても賞讃さるべきであろう。そしてどれほどこうしたやからが友好と社交のうちに、おなじく戦利品を分配しながら暮らしているように見えても、バルドゥリスとウィリアトゥスとについていわれているとお

り〈キケロ『義務について』第二卷第十一章。前出『キケロー選集』「第九卷」、高橋宏幸訳、244ページ〉、友好とも社交とも、法律用語における分配とも呼ばれるべきではない [Dig. X, 3, 7, §4]。そうではなく、結託とか窃盗とか掠奪と呼ばれるべきなのである。なぜなら真の友好のしるしが鎮座する主要点がこの者たちには欠けているからだ。すなわち自然の律法にもとづく正しい統治機構が欠けているのである。その所為で古代のひとつとは〔キケロやアリストテレスのそれぞれの政治〔国家〕論を参照〈誠実にかつ幸福に暮らすことは古代思想の中心概念であり、ボダンと同時代のアリストテレス主義的政治思想家の常套句であった。ボダンはここで伝統とはっきりと対立する位置をとっている。アリストテレスとキケロの引用は一般的である。キケロ「国家について」第五卷、前掲書146ページ以降：アウグスティヌスおよびラッタンツィウス〔不明・未確認〕「アッティクスに宛てて」：アリストテレス『政治学』「第一卷」第二章、前掲全集、6ページ以降。および、同、同第三卷第五章、同全集、113ページ以降〕、誠実にかつ幸福に暮らすために集まった人間の社会を国家と呼んだ。けれどもこの定義には、一方では必要以上の、他方では必要にみたないものがある。それというのも主要な三点が欠如しているからだ。つまり家族と主権、およびひとつの国家において共通しているもののことである。加えてこれらのひとつとが述べている「幸福に」という言葉はまったく必要ない。もし必要であるとしたら、いつも順風満帆でなければ、美德にはいかなる価値もないことになるだろう。この点については賢明なひとつとであっても意見が一致することはないであろう。なぜなら国家が立派に統治されえても、しかしながら困窮に苦しめられ、友人からは見放され、敵には攻囲され、少なからぬ災厄に見舞われることもあるだろうからだ。キケロはプロヴァンス地方の属州マルセイユがこのような状態に陥ったのを見たことがあると告白している〈キケロ『フラックス弁護』第二十六章。前出『キケロー選集』「第二卷」、小川正廣訳、155-156ページ〉。キケロの言

によれば、この国はもっともよく統治され、全世界で例外なく、もっとも完成されたものであった。これとは逆に、地勢的に肥沃で、ありあまる富を有し、人材に恵まれ、友人からは敬意を払われ、敵からは恐れられ、軍事においては不敗で、城砦においては強固で、家々は壮麗、栄光のうちに勝ち誇っている国家は、正しく統治さるべきであるのに、悪行であふれ、あらゆる悪徳に浸透されているケースがある。しかしながら、確かなことは、美德は、「いと幸福な」といわれるような成功以上に大きな敵をもたないということである。そしてかくも対立するふたつの事柄を結びつけることが殆ど不可能なことも確かであるのだ。わたしたちはこのように、国家を定義するために、この「幸福に」という言葉を重要視するわけにはいくまい。けれども「正しい統治機構」というものに触れるため、いや少なくとも接近するために照準をもっと高く定めることにしよう。とはいってもわたしたちはまた、プラトンや、イングランドの大法官トマス・モアが想像したように、国家というものを、実態をとまなわなないアイデアのうちに思い描くつもりもないし、できる限り近くで、政治的な規則を追及するにとどめることにしよう。こうすることで、狙った的を射抜かなかつたとしても、船の装備をきちんとしながら嵐に吹き流された船頭の親方とか、病人の世話を十分にしながら病気に打ち負かされた医師以上に、正当に責められることはないだろう。ところが国家の真の至福とひとりの個人の至福が同一であるとし [アリストテレス『政治学』第七卷〈第三章、前掲全集「第十五卷」所収、山本光男訳、283 ページ〉：および同「ニコマコス倫理学」第十卷〈第六章、同全集、340 ページ以降〉]、包括的に見た国家の至上の善が、個別的看着てみた場合の各人の至上の善とおなじく、もっともよく精通したひとびとが心に決めたように、知的にして観想的な徳に存するとしたら、これらのひとびとがこの目標を目の前にするとき、かれらに至上の善を享受することを許さなければならぬ。そして自然の大いなる主^{あるじ}へ、すべての

ものに対する讃辞をささげながら、自然的、人間的、神的なものごとの観想のうちに自らを鍛えることが許されなければならない。であるなら、もしわたしたちが、こうしたことが各人のこのうえなく幸福な暮らし方の主要な目的であることを認めるとすれば、わたしたちは同じくこれが国家の目的と至福であると結論することになる。しかし政治家たちや君主たちが、それぞれ自分の快樂と充足の単位で自分の善をはかって、この点に関してけっして合意することがなかったことを考えてみると、また個人の至上の善について見解が相違していたひとびとが、善なるひとと良き市民とが同一であると必ずしも合意しなかったことを考え合わせ、さらに一個人の至福と国家全体の至福が等しいと意見の一致をみなかったことを顧みるとするなら〈アリストテレス『政治学』「第三卷」第二章、前掲全集、97ページ以降〉、こうしたことが惹き起こすのは、君主たちと統治者たちの気質と情念におうじて、法律や慣習や思考がいつにあってても同一ではなかったということである。けれども賢明な人間が正義と真実の尺度であり〈アリストテレス『ニコマコス倫理学』「第三卷」第四章、前掲全集、79ページ〉、賢明このうえないと誉れ高いひとびとがこぞって、善なるひとと良き市民のあいだに区別をつけないまま、個々人の至上の善と国家の至上の善がひとつにすぎないと見なしているのだから、わたしたちはここで、ひとつの国家の正しい統治機構が与すべき至福の真の特質と主要な目標を論ずることしよう。アリストテレスが〔アリストテレス、前掲書〕、ひとびとにもっとも受け入れやすい見解に同意し、あるときは富と、あるときは力と健康とを徳の営為に結び付け、当事者たちの対立を中間で断ち切っては、ときとしてダブル・スタンダードの立場を採用しているにもかかわらず、もっとも緻密に議論を展開する折りには、かれは観想の至福を頂点に置いている。このことはマルクス・ウァロが「人間の至福には活動と観想が混じり合っている」と言う切っ掛けを与えたように思われる。〈アウグスティヌス『神

の国』「第十九卷」第一章-第三章、前掲著作集「第十五卷」、松田禎二訳、23-36ページ。靈魂と肉体という、人間の二つの構成要素の、固有なものとしての完全なる至福と、個々の至福と国家の繁栄というウァロ的な概念は、ここでは、『歴史方法論』におけるボダンの表現と異なる『国家論』において存在している)。この理屈が述べているのは、わたしが思うに、単純なものごとについては、至福は素朴であり、多様な部分から構成される、二重のものごとについては、至福は二重だということだ。それはちょうど身体の善が健康と、体力と、敏捷性と、よく均衡のとれた四肢の美しさのうちに存するように、また肉体と精神の真の結合である下級の靈魂の至福が、欲求が理性に負わなければならない服従に、すなわち道徳的な徳の活動に存するように、まさしくそれと同じように知的部分の至高の善は知的な徳に、すなわち賢明さと、学識と、真の信仰のうちに存する。最初のもものは人的な事柄にかかわり、第二のもものは自然的な事柄にかかわり、最後のものは神的な事柄にかかわっている。最初のもものは善と悪との区別を示し、第二のもものは真と偽との区別を、最後のものは神を敬うことと敬わないこととの区別、選ぶべきことと避けるべきこととの区別を示している。なぜならこれら三者から、現世における至福のもっとも高度な段階がある、真の叡智が構成されるからである。それゆえ小さなものから大きなものへといたる比較をつうじて、穏やかな天候、大気の調和、良質な水脈を健全な状態で保つため、国家が十分な領土と、ひとが住むに適した地域と、相当程度に実りある肥沃な地方と、臣民の食糧と衣服用の多くの家畜とを有さねばならない。また地勢がそれ自体で十分に安全で保全が可能でなければ、館や要塞を建造するに適した材質とを有さなければならない。以上が国家全土においてももっとも配慮すべき第一の事柄であり、それに次いでゆとりをもたらすもの、医薬品や鉱物、染め物などを追求することになる。そして敵を臣従させたり、征服によって国境を拡張するために、攻撃用の武器を豊富に備蓄す

る。さらに人間の欲求というものは飽くことを知らないことが頻繁にあるだけに、有益で必須であるもののみならず、快適ながら不必要であるものをもたくさんもちたがる。そして成長し、養育され、理性をそなえるようになった子供の教育については殆ど関心を寄せないように、さまざまな国家は心的な徳には格別の関心をもたない。確たる学問や、ましてや国家に必要なものを備えていない自然的な、あるいは神的な事柄の観想についてはなおさらである。そして異国に対して自国がぐらつかないようにしたり、臣民が相互に攻撃しあったりしないように、あるいは臣民のだれかが攻撃されたら過ちを保障するための、凡庸な知恵で満足する。けれどもひとは、自分が成長し、必要なもの、便利なものにすべて恵まれ、自分の暮らしが安らかな休息や穏やかな静謐で満たされているのを知ると、生まれがよい者なら、不品行で悪意のあるやからを避けるようになり、善意にあふれ徳高い人間に親しむようになる。そしてかれの精神が明晰になり、靈魂を攪乱する悪徳や情念から浄められると、より入念に、人間の事柄の多様性とか、年齢の異なりとか、対立する気質とか、あるひとびとの成功、あるひとびとの破滅とか、諸国家の盛衰とかを考えるようになり、自分が見ているさまざまな結果のさまざまな原因を尋ねるようになる。それから自然の美に振り返り、動物や植物、鉱物の多様性に喜びを見いだし、それぞれの形象とか、性質とか、効能とか、相互の嫌悪性とか親和性とか、相互に依存し、連鎖する原因の継承とかを熟慮し、それから基本要素の領域を去って、観想という翼にのって天空に飛翔し、天界の光の輝きと美しさと力強さ、それらの恐ろしい運動、偉大さと高適さ、この世界すべての美学的な調和を目の当たりにする。そのときかれは、第一原因となるもの、かくも美しい傑作の創造者たる方を発見したいという果てることのない欲望をともなった、讚嘆すべき快樂に心奪われるのだ。ここに到達してしまうと、かれはそこで観想の流れをとめるにいたる。それがその方が本質に

において、また偉大さにおいて、能力において、叡智において、そして善意において、無限で理解を超えていることが分かるからだ。こうした観想といった方法で、賢明でものごとに精通しているひとびとは、たいそう見事な証明をしてみせた。すなわち、永遠で無限のひとりの神しかおられない、ということだ〔アリストテレス『自然学』「第八巻」。および『形而上学』「第十二巻」第九章〔前掲全集「第十二巻」出隆訳〕429ページ以降〕〔「第六巻」以降〔前掲全集「第三巻」、出隆・岩崎充胤訳、221ページ以降〕。これは不動の動因を論じている巻である。『形而上学』からボダンは「第十章」引用しているが、この章において唯一の至上の原因から発生している宇宙に依存する度合に応じアリストテレスはホメロスの有名な一節「頭はただひとつ」を引用している〕。そこから人間の至福に関するひとつの結論をほとんど導き出してみせたのである。したがってもしこのようなひとが賢明でたいそう幸福であると見なされるなら、こうした市民をたくさんかかえた国家は、たとえ広い領土に恵まれておらず、資産が豊富でなくとも、たいそう幸福であると見なされるだろう。そうした国家は豪華や誘惑とか、快樂にひたった尊大な都市とかを軽蔑するが、といって人間の至福が乱雑であったり、混濁していたりすると結論してはならない。なぜなら如何に人間が死すべき肉体と不死の靈魂とから成り立っているとはいえ、その主要な幸福はより高貴な部分に依存しているからだ。それというのも肉体は靈魂に奉仕しなければならず、動物的な欲望は神的な理性に奉仕しなければならぬので、それゆえその至高の幸福は、アリストテレスが知性の営為と呼んでいる、知的な徳に依存しているからである。これはアリストテレスが至高の善は徳の活動のうちに存すると述べているにもかかわらず〔アリストテレス『ニコマコス倫理学』「第十二巻」第十章、前掲全集「第十二巻」、出隆訳、432ページ；アリストテレス『政治学』「第七巻」第七章、および同第十五章、291ページ；同『ニコマコス倫理学』「第九巻」第九章、同全集「第十九巻」、加藤信朗訳、312ページ以降〕、そう

なのだ。したがって結局のところ活動はその最終目標たる観想到に結びつき、観想のうちに至高の善が存していると告白せざるをえなくなった。彼がいうには、さもなければ人間は、定めない営為に拘束されない神よりも幸福になってしまうだろうとのことである〔アリストテレス『政治学』「第三卷」第二章、前掲書、93ページ以降〕。観想という永遠の果実やたいそう高邁な休息を享受し、しかしおおびらにかれの師匠〔いうまでもなくプラトンのこと〕の意見に与することも望まず、また至高の幸福についての論争に結論を下したとき、師匠が課した、至高の幸福は徳の活動のうちに存する、という箴言から離れることも望まず、「観想」のかわりに、「知的な営為」という、このあいまいな言葉をおだやかにさしはさみ、人間の至福は知的営為のなかに存すると語った。ふたつのまったく相反する事柄、すなわち運動と休止、活動と観想のうちに、人間と諸国家の主たる完成を見ようとするように思われないうち（アリストテレス『ニコマコス倫理学』「第一卷」第八章以降〔前掲全集「第十三卷」24ページ以降〕：同「第十卷」第七章以降〔同全集、344ページ以降〕：同第八章以降〔同、346ページ以降〕：アリストテレス『政治学』「第七卷」第三章以降〔同全集「第十五卷」279ページ以降〕、にもかかわらず人間たちやさまざまな国家が、必要な営為に妨げられながらも、永遠に運動し続けることが分かっていたので、アリストテレスは単純に、至福は観想到に存するといいたくなかったのだ〔アリストテレス『ニコマコス倫理学』「第十卷」〈六章以降〉〔前掲全集「第十三卷」加藤信朗訳、340ページ以降〕および『政治学』「第七卷」〈第三章以降〔同全集「第十五卷」283ページ以降〕および第十五章以降〔同、316ページ以降〕〕。だがけれどもそうしたことを告白せざるをえなくなる。それというのも、たとえば飲んだり食べたりするような、人間の生活を維持している営みがどれほど必要であろうとも、こうしたことに至高の幸福を定めたりする、立派な学者など存在したためしがないように、精神的な徳の営みははなはだ賞賛すべきものだから

である。なぜなら精神的な徳や神的な光によって照らされ、浄められなければ、靈魂は観想の甘い果実を摘み取ることができないからだ。したがって精神的な徳は知的な徳に関与するものである。ところが至福とは、肉体が靈魂に対し、靈魂は知性に、欲求は理性に、生きることはよりよく生きることに対し、高貴さにおいて劣るものはそれにまさるものに対するように、その主たる目標として、よりよい何かに係ったり、尋ねたりしなければ、完成したものではない。このような具合に、マルクス・ウァロは至福を活動と観想においたけれども、思うに、彼が、人間の暮らしは活動と観想を必要としていると述べ、至高の幸福は観想にあるとしたら、そしてさらに死が靈魂を肉体という泥濘の外に奪い去ってくれるだけにますます、^{アカデミク}プラトン学派が死を喜ばしいものと呼び〔プラトン『パイドン』、141-142 ページ、『プラトン全集』「第一巻」、村治能就訳、角川書店〕、ヘブライ人が死を貴重なものと呼んで〔「詩篇 116」、第十五節。『新共同訳聖書』、以下聖書の出典は新共同訳を底とするものとする：レオーネ・エブレオ『愛の対話』「第三対話」205-296 ページ、本田誠二訳、平凡社〕死を欲したとっていたとしたら、もっと素晴らしかったろう。しかしながらし、日頃の活動、司法手続きとか、臣民の庇護や防御、臣民の扶養に必要な食料や備蓄をすっかり、もしくは長期にわたって放置されれば、国家は十分な秩序を保たれなくなるだろうということは確かである。これは靈魂がはなはだ強く観想に心奪われ、飲食を忘れてしまったなら、人間は長く生きられないのと同じことだ。しかしたくみに秩序立てられた国家や見事に節制している人間のまことの映像である現世において、月が、靈魂のごとく、基本要素から成る領域をいささか離れて、太陽へ接近するのを目の当たりにするのとまったく同じく（そのとき基本要素から成る領域は、月の光明の陰りゆえに生じた驚くべき変化におののくのであるが）、そしてそののち間もなく太陽と結合して天界の徳で満たされ、そうした徳をあらゆるものにもたらしのを目の当たりに

するのとまったく同じく、そのようにこの小世界〔人間のこと〕における
靈魂は時として觀想のうちに心奪われ、この偉大なる知的太陽にながし
か結合して、神的な輝きと感嘆すべき力に燃え立ち、そして天界の生命力
によって肉体や、生まれながらのさまざまな力を強化するのであるが、も
し靈魂が過度に肉体に身をまかせ、官能的な快楽に酔い、神的な太陽を求
めないようになるならば、すっかり地球の影につつまれ、光明と活力を奪
われて、こうしたものの欠如により少なからぬ怪物を生み出す月と同じよ
うな道をたどるだろう。にもかかわらず月が太陽と結合している状態に常
にとどまるならば、基本要素から成る世界が減びてしまうことは非常に確
実である。わたしたちは立派に秩序立てられた国家についても同じ判断を
下せるだろう。必要な備蓄をたくわえたり、臣民の生活を維持、庇護した
りというような社会的活動が先行し、觀想的な徳がそれより目立たないと
はいえ、国家の根本的な目的は觀想的な徳に存する。そうした活動は精神
的な営為に、精神的な営為は知的な営みに結びつき、知的な営みの目的は
ありうるかぎり、想像しうるかぎりもっともすぐれた臣民の觀想なのであ
る。それゆえ、人間の暮らしが大部分依存しているあらゆる活動に、神は
六日間を残されたが、しかし神はどれにもまして七日目を祝福され〔「申
命記」第五章〈第 12- 第 24 節〉：「出エジプト記」第二十章〈第 8- 第 11 節〉：「創
世記」第二章〈第 2- 第 3 節〉〕、その日が安らぎの聖日として休息にささげら
れるように命じられた。ご自身の律法の仕事を觀想するため、そしてご自
身の讃辭の觀想のためその日をもちいるようにされたのである〔「詩篇 1」
冒頭〕。以上が立派に秩序立てられたさまざま国家の主要な目的であり、
国家がこの目標に接近すればするだけ、それは幸福なものとなる。しかし
模倣するために思い描く目標にしたがって、ある国家はより多く、あるも
のはより少なく、いくつもの至福の階梯を有している。それはたとえばラ
ケダエモン人たちについて、彼らは勇敢で雅量があるが、彼らのその他の

営為は不正である、と伝えられているように、である。なぜならば彼らの教育、彼らの律法や風習は、ひとを勇敢にし、快樂や悦樂を軽んじ、労苦や苦痛をもものもしないようすること以外、目の前に他の目標をもっていなかったからである。しかしローマ人の国家は正義のうちに栄え、ラケダエモン人の国家を凌駕した。これはローマ人たちが雅量を有していたからばかりでなく、彼らがあらゆる営為の基準とする真の正義が彼らには義務のようなものだからである〔プラトン『法律』「第三卷」〈688a-b〉、前掲全集「第九卷」山本光雄訳、124ページ〕。したがってこれまで述べてきた至福に、そしてこれまで提示してきた国家の定義に到達したり、あるいは接近する方途を見つけるよう、努めなければならない。

第二章

家政について、および国家と家族との違い

家政とは家長と、家長に固有なものに服従する複数の構成員から成立する正しい統治機構である。わたしたちが提示した国家の定義の第二の部分は、家族にかかわる。家族は全国家の真の水源であり起源であって、国家の主要な構成要素である。したがって、クセノポンやアリストテレスは、わたしの考えでは、謂われなく、都市国家から家政を分離した。このことは、全体から主要部分を分割しなければ、なしえないところであり、家屋のない都市を建設することである。言い換えると、同様に考えれば、諸団体や集団から離れたところで、なんらかの学問をおこなったことになる。それらの団体や集団は、家族でも都市でもなく、けれども国家に不可欠な一部をなしているものである。しかしわたしたちが従うべき法曹家や律法者たちは、同じひとつの学問で、都市国家や集団、家族を論じてき

た。とはいえこのひとたちは、家政学を財産を獲得する学問、と呼んだアリストテレスのように把握しなかったが、この学問は諸団体や集団にとっても、またさまざまな国家にとっても共通するものである。ところでわたしたちは「家政術」という言葉で、家庭や、家族に対してふるわれる家長の権力、家長に対して負われるべき服従の正しい統治機構を意味するものであり、これはアリストテレスやクセノポンの論考では触れられていなかった〈アリストテレス『政治学』「第一巻」第三章、9ページ以降：クセノボン『家政論』第六章〉〔43ページ以降以降、田中秀央・山岡亮一訳、生活社、昭和十九年〕〈これらの著作は、他方、経済と政治的活動の間の関係について、全く正反対でないとしても、はっきりと異なった二つの概念をもたらしめている。しかし、ボダンの批判はここではアリストテレス的でもクセノポンのでもなく、彼らが主権の政治的概念を厳密に家族に適用した唯一の意味において理解されるように思える〉。ただしく運営されている家庭が国家の真の映像であり、家庭の権力が至高の権力〔主権〕に対応しているように、家庭の正しい運営は国家の統治機構の真のモデルとなっている。そして構成員がめいめい個別的にその義務を果たせば万事健全におさまると同様、家庭がたくみに運営されていれば、国家はうまくいくだろう。わたしたちは、国家というものは複数の家政と、それらにとって至高の権力〔主権〕と共通するものから成立する正しい統治機構である [Dig., L. 16, 85]、と述べた。「複数の」という言葉は、この場合には「二」によっては意味されえない。なぜならば法律は集団を完成させるには少なくとも三名いることを欲し、家庭を構成するにも、家長をのぞいて、子供たちであろうと、奴隷であろうと、解放奴隷であろうと、四番目でありながら家族の構成員である、家政の長に自らの意思で服従する自由民であろうと、同じだけの員数を欲しているからである [Dig., L.16,196]。家政にせよ団体や集団、さらには国家とおなじく、人類はみな、もし婚姻によって増えることがなければ、滅亡してしまうだろう

し、そこから結論できるのは、主婦なくして家族というものはいささかも完成されえない、ということであり、そのため主婦は「家婦〔家の女主人〕」と呼ばれるのである。このような具合で、勘定してみると、ひとつの家庭を完成させるためには少なくとも、五人が必要となる。かくしてひとつの集団を創設するには三人の人間が、ひとつの家政には、家長と主婦のほかにも、同じ数の員数が必要である。同じ理由で、ひとつの国家を形成するには少なくとも三つの家政が必要であり、三つの完成した家政として三かける五名〔十五名〕となる。そしてわたしの考えでは、古代人はこの理由のために、アプレイウスが言っているように〔Apullée, *Apologie*, in *Collection Nizard*, *op.cit.*, 203(g)-263(d)〕、ひとつの民族を「十五名」と呼び、「十五」という数を三つの完全な家庭に結びつけている。さもなくば、もしひとつの家政しかないなら、パルティア王ヘルモティウスがそうであったように、その家長が三百人の妻をもち、六百人の子供をもっていたとしても、あるいはクラッススのように〈プルタルコス「クラッスス」第二章第五項以降〉〔プルタルコス『英雄伝』「第四卷」城江良和訳、京都大学学術出版会、199ページ以降〕五百人の奴隷をもっていたとしても、そしてもし彼らがみなひとつの家政の主人の権力のもとにいるとしても、かついく人もの子供がいて、さらにはいく人もの奴隷や、それ以外の子供たちがいる結婚した夫婦がいたとしてさえ、法律が家庭の父と呼んでいる長の権力のもとにあるかぎり、それは民族や国家の揺籃であるとはいえ、民族でも国家でもない〔*Dig.*, L, 16, 195および196〕。それゆえに、つねにおのれの所有物をその名前で示しているヘブライ人たちは、家庭をאלף〔千〕と呼んできた。それはあるラビが唱えているように、家庭に千人のひとびとが属しているからではなく、אלףには家長や領主、王侯の意味があるため、家庭を家長によって命名しているのだ〔*Dig.*, V, 76〕。しかし、あるいは、強力な主権者によって統治されていれば、三つの団体やら集団やら、家庭をもたない数名の個

人がおなじくまた国家を構成する場合があるであろう、といわれるかも知れない。なるほどこれはもっともらしく見える。しかしながらあらゆる団体や集団は、家庭によって埋め合わされなければ、それ自身によって瓦解してしまうであろうことを鑑みると、それは国家ではありえない。ところで法諺が告げ、主張しているところでは、民衆はけっして死なず、百年後、さらには千年後でも同一の民衆である [Dig. VII, 1, 56] ——国家に託された用益権が国家の所有物に統合されるとしても、である。さもなければその用益権は百年後には無益なものになってしまうだろうから——。なぜなら百年のうちに生きていた者はみな、どれほどその者が継承によって不滅であろうとも、修繕を施している間は朽ちなかったテーセウスの船のように〔所謂「テーセウスの船」のパラドックス〕、亡くなってしまうと考えられるからだ。しかし船というものが、側面を支えている竜骨や、舳先、船尾、上甲板が取り外されてしまったとき、船舶の形状をとっていない木材でしかないように、国家のあらゆる構成員や諸部分、あらゆる家庭、集団をひとつの総体にまとめている至高の権力〔主権〕がなければ、もはや国家ではない。そして譬えから離れないでいえば、一艘の船がいくつもの破片に解体され、すっかり燃やされうるように、そのように街が健全なままにとどまっているにもかかわらず、民衆が各所に散らばり、もしくはすっかり消失するということもありうる。なぜなら都市を形成するのは街でも民衆でもなく、三つの家政しかないとしても、至高の領主権のもとでの民衆のまとまりなのである。なぜなら一匹のコナダニや蟻も一頭の象と同じく〔一匹、一頭と〕数えられるように、至高の権力〔主権〕をとともなう三つの家政の正しい統治は、大貴族によるものと同じく、ひとつの国家だからである。ラゲーサの領地はトルコや韃靼人が形成する国家に優るとも劣らず国家なのである。家庭の数え方でも、都市のなかのもっとも高位でもっとも裕福な家庭と同様、一件の貧しい家庭もかまどで数えられるの

だ。同じく、小国の王でも地上の最大の君主とおなじく主権を有する。なぜなら、カッシオドロス〔出典不明：イタリア語訳編者は記憶による発言であるとしている〕の言によれば、ひとつの大王国とは、至上の指導者の監視のもとになるひとつの大国家にすぎないからだ。かくして三戸の家政のうち一戸の家長が他のふたつの家政に対して至高の権力〔主権〕を有していたり、もしくは二件の家長が第三の家長に対して至高の権力を有する場合、あるいは三戸ともに集散的な名前のもとに、各家長に対し至高の権力を有する場合、あたかも六千人の臣民がいるのと同じく、また立派な国家なのである。そしてこのような具合で、自分の支配下においている十六名の己れの子供たちと、その子供たちの子供たちやその従者たちとを自分の家に、自分と一緒にとどめ置いた、すぐれた家長アエリウス・トゥベロについて語られているように〔プルタルコス「ティモレオンとアエミリウス・パウルス」〕（第五章6項）、〔『英雄伝 2』、柳沼重剛訳、京都大学学術出版会、289ページ〕、一戸の家族が一介の国家よりもより強大で、より員数をかかえていることもありうるだろう。これとは逆に、地上でもっとも員数にあふれた大都市や王国が最小の国家や都市と変わらないこともある。アリストテレスは正方形の周囲が三日間の旅程におよぶバビロニアの都市は〔ヘロドトス『歴史』第三卷〕〔ヘロドトス『歴史』「第三卷」第百九十一項、松平千秋訳、「上巻」、岩波文庫〈わたしたちにはるかに少ない数値をもたらす古代の証言とは一致しない。ボダンが古代の人口統計に関わるデータを誇張する同時代の傾向に追随している〉〕（Jn., 3(3)）、彼の言では、最大限一万人の市民しか有すべきでない国家よりもむしろ民族部落共同体であって、それはあたかもひとり強力な主権者の支配下にあるひとつの、あるいは百もの異なる部落共同体がひとつの国家を形成するというのが不適切であるようなものだ。ところでアリストテレスの見解がもっともなら、それまでになかったほど見事なローマ国家は、国家の呼称にあたいしないことになるだろう。それとい

うのも国家創建の時期には三千人の市民しかいなかったのに、ティベリウス帝の治下には、千五百十一万の市民が帝国全土に散らばっていたが、これは少なくともひとりの市民に十人はいた奴隷を勘定にいれずに、また同盟者も、またその他帝国の飛び領土にいる自由民もふくめずに、である〈タキトゥス『年代記』「第十一卷」第二十五章〉〔前掲書、186ページ〕。彼らはその主権という称号で独自の身分を有していたのだった。それこそ真の基盤であり、国政がそのまわりを回転する軸であり、あらゆる行政職や律や勅令がそれに依存しており、まさしくそれこそ家族や団体や集団や、あらゆる個人が、国土がきわめて狭いスイス連邦の一州であるので、当該州の農場においては大した収穫を期待しえない、シュニッツの国家のように、国家の構成員がみな小さな都市に閉塞しているとするとか、どこかしら小さな領土に閉塞しているとしても、あるいは国家がいくつものバイイ管区や属州を有する、百二十の政府をもつペルシャ王国とかパオロ・ジョヴィオオ〔*Histoire de Paolo Jovio* comois Evesque de Nocera, *Sur les Choses faictes et avenues de son temps en toutes les parties du Monde, Traducties de Latin en Francois et revües pour la troisième edition par Denis Sauvages*, Seigneur du Parc-Champenois, Histographe de Roy, Paris, MDLXXXI, p. 413, m.〕がたいした意図もなく国家と呼んでいる五十の政府を有するエチオピア——しかしながら偉大なるネグスの主権のもとにひとりの国王、ひとつの王国、ひとつの君主国、ひとつの国家しか存在しない——とかのように、国家の完璧な統一体のうちに結ばれる、唯一の同盟体にして連合体である。しかし主権のほかに、共通にして公的ななにかが必要である。公的な領土とか、公的な資産とか、都市の囲い地とか、街路とか、城壁とか、広場とか、寺院とか、市場^{いちば}とか、慣行とか、律法とか、慣習法とか、裁判とか、地代とか、刑罰とか、その他の類したものごとで、あるいは共通であるか、あるいは公的であるか、あるいは同時にそのどちらともであるかのごときものごとである。なぜなら公的〔public〕でないも

のがなければ、それは国家〔republic〕にはならないからである。概して大部分の相続分はみな誰しにも共有されるものとなり、最小限のものが個人に固有な個別的なものとなる。ちょうどそれは領地の分割において、ロムルスがローマを創設したとき〔*Les Antiquitez Romaines de Denys d'Halicarnasse*, Traduites du Grec par le P. Gabriel François Le Jay, de la Compagnie de Jesus. Avec des Notes Historiques, Critiques & Geographiques, t. II, Paris, MDCCXXII, p. 98 et suiv., m.〕、ローマの街の周囲を占有したようにであり、この時、すべての平地は開いた地としては一万八千労働日分しかなく、ロムルスはそれを平等に三等分したのだった。その3分の1は供犠の費用に充当され、その他の3分の1は、国家の領地に、残りの土地があらゆる箇所からかきあつめられ、三千人の市民各人に、二労働日分ずつ分与された。この分割は長期にわたってながしかの平等な均衡をたもって続いていた。なぜなら二百六十年後、独裁官クィンキナトゥスでさえ、自分自身が耕す二労働日分の土地しか有していなかったからである。しかしどのように土地が配分されようと、プラトンが『国家論』における最初の企画においては、彼の見解では国家をおそうあらゆる災厄と破滅の原因である「おまえのものとわたしのもの」という二語を彼の都市国家から追放するために、女子供にいたるまで、あらゆる資産を共有するにいたった、というようなことはなされえない〔『プリニウスの博物誌』第七卷〔『プリニウスの博物誌』（全三卷）、「第二卷」、中野定男、中野里美、中村美代訳、雄山閣、758-759ページ参照〕〕。ところでプラトンは、もしこうしたことが実行されるなら、国家のゆいいつの徴が喪失するだろうとは、判断していなかった。なぜなら固有なものがいささかも存在しないなら、なにかしら公的なものごとも、いささかも存在しないからだ。そして個別的ななにごともないなら、共有されるなにごとかが存在するということなど、想像できないからだ。市民全員が国王だったら、国王というものも存在しなくなるということにも、いささかも考え及んでいな

かった。もし多様な調和がおだやかに混じり合うと、韻律を快いものとするのに、それが同じひとつの音に還元されたなら、如何なる韻律もない、と判断していなかった〈*Dig.*, II, 14, 7; XLVIII, 1, 4 において「家族的ナ事柄」が「公的ナ事柄」と対象をなしている〉。そのような国家がどれほど、近親相姦とか姦通、種子を同じくするのに避けがたい尊属殺人を嫌悪する、神と自然の律法に反しているものであろうと、それどころかまた、他人のものを奪ったり欲しがったりするものであろうと、諸国家が神に命じられて公的なものを国家にもたらし、個人に固有なものを各人にもたらし、くわえてそのようにしてあらゆるものごとの共有が不可能であり、諸家族の権利とも両立しないことを判然と明らかにするようになされているとは、考えていなかったからだ。それというのももし家族と都市国家、ひとそれぞれのものと共有されるもの、公共のものと個人のものがごたまぜになれば、国家も家族も存在しなくなるからである。かくしてその他のあらゆるものごとについて卓越しているプラトンが、かかる集団が引き起こす著しい不都合や不条理を察したあとで、賢明にもそこから離れ、黙って『国家論』の最初の理念を捨て、もうひとつの理念を採用したのである。そしてスキュタイ部族について、万事がかれらには共有されていると語られるにしても、しかしながらその各人はそれぞれに聖杯と短刀を有しており、したがって衣服や着衣も同様なのである。さもなければ、もっとも強い者がもっとも弱い者の寛衣〔robe〕をはぎ取って奪うだろうからである。この寛衣という単語はわたしたちの言葉にかなり定着しており、着衣はつねに個人に固有のものであって、奪う〔desrobe〕者が泥棒と呼ばれるという意味で用いられているほどなのである〈ヘロドトス巻一、第二百二-第二百四項、第二百十五-第二百十六項、前掲書(上)、172-175 ページ、182-183 ページ；および Strabo, *The Geography*, Book 11, pp. 261-269, with an English translation by Horace Leonard Jones, The Loeb Classical Library, Harvard University Press, MCMLXII〉。したがってか

くして国家が複数の家族と、主権をともなって彼らに共有されるものの正しい統治であり、ちょうど家族が家長に服従する複数のひとびとと、家長に固有なものの正しい統治であるのと同様である。そしてまさにこの点において国家と家族の真の違いが存する。なぜなら家長は自分に固有なものの統治をおこなうだけであり、それぞれの家族が頻繁に、ほとんど義務的に、人頭税とか交通税、特別課徴金などの形態によって、個人から共有物へとなにかしら提供し、貢ぐとしてもそうなのである。このことは、古代クレタ島やラケダエモンでおこなわれていたように、ひとつの国家のあらゆる臣下が共同して暮らすということは、ありうることなのだ。クレタ島やラケダエモンでは家長が家族として十五名から二十名の妻や、その子供たちと暮らしていた。さらに古代カンディア国家では、あらゆる国民が、老若男女にも、富裕とか貧窮とかにもこだわらず、つねに一緒に食事を摂り、飲み交わしていた〔アリストテレス、『政治学』〈「第二巻」第八章〉前掲書所収 69 ページ以降〕〈ボダンの言葉はいささか素朴な重みをともなって以下のアリストテレスの文章を思い起こさせる (cfr. *Le Roy, Politique d'Aristote*, pp. 67 segg., 77 segg. [不詳])。」「大地のあらゆる実りと家畜の産物の一部は共通の食事に供され、女も子供も男もみな、公けの費用で生活している」。スパルタを思い起こさせる点については、以下を参照。クセノポン、「ラケダイモン人の国政」五章〕〔クセノポン『小品集』所収、松本仁助訳、京都大学学術出版会〕〈およびプルタルコス、「リュクルゴス」10 項〕〔前掲書「第一巻」、134 ページ以降も参照〕。にもかかわらず、各人はみずからの資産を個別に有し、おのおのがその支出によって、ともに貢献していたのである。これは再洗礼派が実践しようと欲し、女と衣服をのぞいて、あらゆる資産が共有されるという条件で、ミュンスターの都市で始めたことである〔*Histoire de l'Etat de la Religion et Republique, sous l'Empereur Charles Cinquieme, par Jean Sleidan Ce qui est davantage em ceste derniere edition l'Epistre aux Lectour le demonstera. En outre ont esté adjonts [sic] trois Livres des Quatre Em-*

pives souverains nouvellement mis en lumiere par ledit Auteur peu de temps avant son trespas. *Strasbourg, MDLVIII. m. passim.*。その方がよりよく友情を結べ、相互の信頼を保てるだろうと考えたのだ。しかしこの者たちはその目論見からは大きく外れてしまった。それというのも、万事が共有であるように願っているその者たちに、不和や確執がなくなったどころか、夫婦間の愛情、子供に向けられた父親の情、父親に向けられた子供たちの崇敬、存在する限りもっとも緊密な絆で親族を結んでいる血縁の近さを排除して、親族相互の博愛を追放してしまったからである〔伊訳編者はここでカルヴァンとの比較を指示している。伊訳編者が用いている版は、日本で出版されている初版ラテン語版からの和訳と、最終フランス語版からの和訳ではないので、伊訳編者に合わせた版をあげておく。 *Œuvres Complètes de Calvin, Institution de la Religion Chrestienne, tome quatrième, Chapitre XVI, Du Gouvernement Civil, Les Belles Lettres, 1961, p.197 et suiv.*〕。なぜなら周知のとおり、全員に共有されるものには愛しいと思うような情感が湧いてこないからである。そしてそうした部落共同体は、法諺にあるように [*Dig.*, XXXI, I, 77; *Cod.*, X, 36, 2; *Dig.*, VIII, a, 26; *Cod.*, VIII, 53, 34 § 10; *Dig.*, XXXI, I, 88, § 3] 体を手立てとして公けの人物や資産がもっと入念に扱われるだろうと考えている者はいっそう誤っている。なぜかといえば常日頃、共有されたものごとや公けのものごとは、個別的になんらかの利益をもたらすのでないかぎり、だれからも軽んじられるからである [*Cod.*, X, 35, 2]。愛情の本性というものは、それが共有されればされるほど、少ない効力がよりいっそう少なくなるからである。ちょうど大河ならかさばった荷物を運ぶのに、支流になると何もまったく運ばなくなるようである。これと同様あらゆるひとびと、あらゆる対象に分散された愛情はその能力と効果を失ってしまうのである。ところで家政とかただしい家政の差配とかは、一族ごとに、個人に固有のものから、一般的に彼らに共有されるもの、すなわち公益に属するものへと、諸々の資産、妻たち、子

供たち、使用人たちを分け、隔てる。そして秩序ただしく保たれたあらゆる国家における行政官たちさえ、公けに関連し、公けを保全するものとして、孤児や気違い、浪費家の個人資産に、そうした資産が所属しているひとびとのために保全され、散逸しないように、気を配り、配慮しなければならない [Dig., XXVI, 1, 1 および 5]。それに類した場合に律法は往々にしてその者の資産を、一定の条件がそろわなければ、特定の個人に取得させたり、譲渡させたり、担保に入れたりすることを禁じているのである。それというのも個人としての各人の資産を保全するということは、公共財産を保全するということになるからだ。しかし法律は公けのものであり、共有されるものであり、主権者の所管になる。にもかかわらず一族が自分たち、およびその後継者たちのために、先代の家長たちによって定められ、君主によって批准された、なんらかの個別的な規約をもつのは不適切ではない。この点に関して法学博士たちは概して見解を一にしている [[Bartolo da Sassoferrato, *In Iam Dig. Vet. partem, in l. omnes populi, de Justitia et jure* (=Dig., I, I, 9) ; Baldo degli Ubaldi, *Commentarii in omnes libros Codicis, in l. cum omnes, de episcops* (=Cod., I, 3, 33) ; Giovanni Nicoletti detto l'Imolano [ジョヴァンニ・ニコレッティ、通称「イル・イモラーノ」：?-1436。イーモラ出身。教会法学者にして民法学者。ボローニャ、フェッラーラ、パドヴァで教鞭をとる], *Comm. in quattuor postmeridianos juris civilis tractatus, nempe in Iam et Ilam Infortiani Digestique novi partes* および Raffaele Raimondi detto il Cumano [ラファエーレ・ライモンディ、通称「イル・クマーノ」：?-1427。クーモ出身。教会法学者にして顧問。パヴィアとパドヴァで教鞭をとる], *Ia Ilam Infortiani partem, in l. 3 de testamentis* (=Dig., XXVIII, 1, 3). Giovanni d'Andrea [ジョヴァンニ・ダンドレア：1270-1345、教会法解釈者にして同註解者。ボローニャとパドヴァで教鞭をとる], *Additiones ad Speculum indiciale Guilelmi Durantis*, IV 3°, *De testamentis* (Lugduni, 1547, III, fol. 141 r), Innocenzo IV [v1189-1254: インノケンティウス四世。俗名シニバルド・フィニスキ。1243年教皇位につく。教会法学

者]、*In V libros Decretalium, in cap. cum accessissent, de constitutionibus* (cap. 8, X, I, 2) [不勉強の限りだが、いずれも未確認]。その実例がザクセン家にある。この一族にはいく人もの家長がおり、ドイツ全域の慣習法とはまったく別の、ある種の個別的権利を有し、ザクセン州に固有の慣習法をもっているのである。そしてバイエルン公爵たちとパラティナ伯爵たちのあいだには、祖先たちによる古来よりの取り決めにもとづいて、後継者の権利についても、このふたつの家系が相互に受容する選帝侯の権利についても、特別の律法がある。この件についてバイエルン公爵が一五五五年のアクスブルク国会で、こうしたことは他の選帝侯の家系のあいだではおこなわれていないと、大いに訴えたものである。またザクセンとヘッセン一族のあいだには皇帝カール四世 [1370年] とジギスムント [1431年。Filippo Decio [フィリッポ・デチオ：1454-1535。ミラノ出身。民法学者。1512年に教会との対立で、フランスへ亡命しルイ十二世に庇護される]、*Consilia et response*, 515] によって認可された個別的な律法と協定があり、アウストリア家とボヘミア家のあいだにも、男系相続者がいなければ (実際そういうことがあったのだが)、一方の一族が他方の一族と交替するという規約がある。それ以上遠方になくとも、この〔フランス〕王国で、わたしは国王によって認可され、パリ高等法院で認可されたラヴァル家の憲章を見たことがあるが、それは真正面からアンジュー地方や、ブルターニュ地方、メーン地方の慣習法に抵触している。そこにはこの一族の大部分の資産があるのだが、その憲章によれば、相続するにふさわしい第一の継承者がすべてを所有し、家具をのぞいて、他の継承者たちに何も分け与えないものと見なされているのである。ただしその相続者が男性の場合はギイ・ド・ラヴァルの名を、女性の場合はギヨヌという名を名乗り、十全に飾られた紋章をいただくという条件のもとに、である。そしてまた同じく、ボーム家、ダルブレ家、ローデス家において、娘たちは古来の規約により、男系の相続者がいるかぎ

り、サリカ法に則っているサヴォイア家においてそうなされてきたように、昔からの領主たちの規約により、直系の、および傍系の相続から除外される。このような一族法は、ローマ人たちがそれを有し、また家族法と称していたものであるが、彼らの資産とか、名前とか、古来以来の勲章を交互に保守するために、家長の手で制定されたものである。こうしたものが恐らく、大貴族で名門の一族に [Baldo D. U., *Commentarii in usus feudorum in cap. 1 mulier, si de feudo controversia sit inter dominum et agnatum versalli* (=L.F., II, 26). 以下の第一章に関連している。de filiis natis ad morganaticam (L.F., II, 29 § 1) [いずれも未確認。以下法解釈をめぐっては特に断らない限り、すべて未確認と思われる]]、受忍によって継承されたものであろう。事実、かかる一族内の規約や規定は、一族のみならず国家の基礎を時として保守してきたのであって、それは一五五五年のアウクスブルク国会で、帝国の諸君主はそれぞれの一族の古来の規約を更新した原因であった。こうした手立てをもって帝国がドイツの国制の完全な荒廃と転覆から免れてきたと承知してのことである。しかしこのことは、公法は可能な限り共有されるものだから、その他の個々別々の家庭においてなされるべきではない。一族の規約が慣習法に抵触するようなことを安易に赦すべきでないし、ましてや一般的な律法や勅令に背反することを赦すべきではない [Alessandro Tartagni, *Commentarii in Iam et Iam partem Condici. in I I, quae sit longa consuetudo* (=Code., VI., 23, 9); Bartolo, in *I, si non speciali, de testamentis* (=Code., VIII, 52, 1); Giasono del Maimo [ジアゾーノ・デル・マイモ: 1435-1519. ペーザロ出身。パヴィア、パドヴァ、ピサで教鞭をとる], *Commentarii in Dig. vestus, in I omnes populi, de iustitia et jure* (= Dig., I, 1, 9)]。慣習法や勅令に抵触して定められる協定はどのようなものであろうと [Dig., XLVII, 12, 3, 5; XXX, 1, 55]、後継者はそれに引きとめられるわけではない、強制されるものではない。事実、ダルブレ家やラヴァル家、モンモランシー家の継承者たちが、彼らの祖先の昔の憲章に反する判決を [1517年、

1551年]、パリの子爵領の慣習法に反して、ラヴァルや、ドルーヤ、モンモランシーの相続が問題になったとき、その憲章が領地の慣習法に反するかぎりにおいて、パリ高等法院から獲得しているのである。なぜなら家長が主権者〔至高の君主〕に臣従するように、一族の規定は律法に従わなければならないからである。以上が一般的にいて、家族と国家との差異と類似についてであり、これから家族の構成員について述べることにしよう。

第三章

夫の権力について、および相続放棄法を更新することが理にかなっているかどうか

どのような国家でも、どのような団体や集団、どのような家政であろうとも、命令と臣従によって統治される。銘々が好むがままに暮らしたいという天然の自由は、他者の権力のもとに従わされる [Dig., I, 5, 4]。そして他者を支配するどのような権力であろうと、公的であるか個別的であるかのどちらかであり、公権力は律法をさだめる主権者とか、律法のもとに服従させ、他の行政官たちや個々に命令する行政官たちの人格に存するからである。個別的な命令は家長や、総じて諸団体や諸集団、とりわけそれらの銘々に対して、また集合的な名称のもとにあらゆる団体の最小の部分のためにある。家政における命令は四種類、すなわち妻に対する夫の、子供たちに対する父親の、奴隷に対する領主の、召使いに対する主人のものとして理解される〈アリストテレス、『政治学』「第一巻」第二章〔前掲書7ページ以降〕。この三つのアリストテレスの根本的な関係がここでは、「主人—召使い」という最後の関係性の増大によって四つになっている〉。あらゆる国家、団体、

集団、社団、家政のただし統治は、ただしく命令し、臣従するすべを知っているかどうかにか依拠しているだけに、わたしたちは、わたしたちが提示した分類に従い、命令権の順序に添って論述することにしよう [Dig. I.5.4]。わたしたちは神をのぞいて、生ける人間に臣従せず、自分自身に発する以外の命令、すなわち常に神のご意志に即している理性に発する以外の命令を甘受しないという自由を、生まれながらのものであると呼ぼう。これがありうるかぎりもっとも古く、原初の命令、すなわち野獸的な欲望に対する理性の命令である。ひとが他者にきちんと命令することができるようになる以前に、自分自身に命令し、理性に命令する能力を与え、欲望に服従することを教えなければならない。このような具合にして銘々は自身に属しているものを入手するであろうし、これがありうる限りもっとも美しく、もっとも初源の正義である [「創世記」第二章] 〈第四章第七節の誤り〉。ヘブライ人が俚諺で「自身から慈愛を始めよ」と述べているところで、もっぱら欲望が理性に屈させるように教えているのである 〈律法学者の伝統に連なるモチーフに結びついている古典的なモチーフであり、それらの筆頭に [キケロ『国家について』「第三卷」、『キケロ一選集』「第八卷」、岡道男訳、岩波書店、108 ページ以降：アウグスティヌス『神の国』「第十九卷」第二十一章、前掲著作集「第十五卷」所収、松田禎二・岡野昌男・泉治典訳、76 ページ以降：同じく、同、『ユリアヌス駁論』「第四卷」、同著作集「第三十卷」所収、金子晴勇訳、189 ページ以降] がある。タルムード的表現については、cfr. Buxtorf, *Florilegium hebraicum continens elegantes sententias, proverbial ecc.*。これこそ神が、一番最初に弟を殺した者に語りかけられながら、特別な戒律を立てられた最初のご命令である [「創世記」第四章第七節]。なぜならそれ以前に妻に対して夫に授けられた戒律は二重の意味、二重の戒律を有している。ひとつは文字どおり夫の権力についてであり、もうひとつは倫理的であって、肉体に対する靈魂についての、肉欲に対する理性についてのものである。聖書は肉欲を

ほとんど常に女性的と呼んでいる。特にソロモンがそうで、ソロモンは多くの者の眼に、決然たる女の敵であるように映る。女たちに対して、賢人のラビ・マイモニデス [Maimonide [1135-1204. ユダヤ人哲学者、律法学者、医師、ラビ。スペインに生まれたが弾圧を避け、エジプトに亡命したネオ・プラトニズムの立場に立つアリスト哲学の先鋒となる], *Moreh Nebkim*, I (III, 8 の誤り [未確認])] が非常にたくみに示したとおり、それについて著述しているときの方が彼はあまりよく考えていなかったのである (ソロモンの色情的な女性たちとの愛情に関連する伝承については『列王記上』第十一章第一節以降を参照)。

さてわたしたちは哲学者や神学者に倫理的な考察をまかせ、あらゆる人間社会の起源にして源泉である、妻に対する夫の権力について、国家的なことがらを扱うことにしよう。わたしが「妻」というとき、夫に固有で正式な妻のことを意味し、内縁の夫の権力下にはない内縁の妻のことではない。ローマ人の律法が、内縁の妻が自由民で拘束されていない場合 [*Dig.*, XXIII, 2, 24]、婚姻と呼んで、内縁関係と呼んでいないにもかかわらず、である。これはすべての民族が不誠実なことがらでかつ悪しき例であるとして、正当にも遺憾に思ってきたところである。それゆえにわたしたちは、女の婚約者は男の婚約者に従うべきであるとも [*Dig.*, XXXV, I, 4; *Dig.*, L, 1, 32]、従うよう見なされているとも了解していない [Cap. 5. X, IV, 1; cfr. Enrico de Batholomei, detto L'Ostiense (エンリコ・デ・バルトロメイ、通称「ロスチエンセ」): 13世紀初頭-1271。スーザ出身。枢機卿にしてオスチア司教、教会法学者。『教会法令官職名大全』の著者。ある時期パリで教鞭をとっていた。および Niccolo de Tudeschii detto II. Palermitano (1389-1466): ニッコロ・デ・テデスキ、通称「パレルミターノ」。カタール出身。パルマとポローニユで教鞭をとり、ついでパレルモ大司教。『教皇令』解説書などの著者、バーゼル公会議でのアルフォンソ五世度量王の特使) たちについては彼らの *Commentarii in libros Declatarim* を参照]。男の婚約者は彼女から奪ってはならないのであり、それは市民の律法 [Baldo

degli Ubaldi, *In omnes Codicis libros*, および Guglielmo de Cun (グリエルモ・デ・クーノ。1314年から1534年にかけてトゥルーズで教鞭をとっていた民法学者), *Subtilissima lecture super Codicem, in l. I de raptore, de episcops* (=Cod., I 3, 53), Cino da Pistoia (チーノ・デ・ピストニア : v. 1270-1356。民法解釈学者。シエナ、ペルージャなどで教鞭をとる), *Commentarii in Codicem et aliquot titulus Pandectarum, in l. I, de raptoribus virginum* (=Cod., IX, 13, 1) ; Alessandro Taltagni, *In Lam et llam Digesti novi partem, in l. miles § qui tedicati, de re indicata* (=Dig., XLII, I, 6, § 2) ; および *In llam Codicis partem, in l. ult. de libero homine* (=Code. VIII, 8, 3] や教会法 [Can., 2, C. XXXIII, q. 2; can. 39, C. VII, q. 1) によって、夫に許されていることである [Cod., IX, 13, I]。もし男の婚約者が占有権を行使して女の婚約者から略奪したとしたら [Dig., I, 17, 30]、法律の範囲で極刑に処せられなければならない。ところで当事者間で同意があり、さらに口頭により交わされた契約が存在するとしたら、それこそ律法で呼ぶところの婚姻である。とはいえ、妻が夫に従わないとき、婚姻の正しい力関係はもたらされない。この件に関して信頼のおける教会法学者や神学者の大多数は男と女とのあいだに事実として確認されなければ婚姻は存在しないと主張してきた [Cap. 5, X, I, 21 (*de bigamis*) ; Pietro Lombardo, *Sententiae*, IV (dist, 39 capp. 4-5, Quaracchi, 1916, II, pp. 975 segg.) ; dist, 30 (cap 3, II, pp. segg.) ; dist. 27.; (cap., X, II, p. 916) ; Andrea Barbazzi (アンドレア・バルバツィ : ?-1479。メシーナ出身。フェッラーラとポローニャで教鞭をとる。民法学者にして教会法学者。多数の解釈書に補遺をほどこした), *Concilia sive respansa* IV,2 (Venetiis 1561, IV, foll, ii segg.) ; cfr, la glossa al cap. *ex public, de concertione coniugatorum* (=cap. 7 X.III, 32) ; Pierfilipo della Cornia (ピエロフィリポ・デッラ・コルニア、もしくはデッラ・コルニャ : ?-1462。ペルージャ出身。ペルージャ、フェッラーラ、ピサで教鞭をとる。民法学者にして顧問), *Consilia seu response*, II 24 ; Felino Sandeo (フェリーノ・サンデオ : ?-1503。アトリ司教、のちにルッカ司教。フェッラーラとピサで教鞭をとる。教会法解釈者), *Comm. in Decretatum libros V, in cap. ter-*

tio loco, de praesumptionibus (=cap.13, X. II. 23)]. これは、ことが婚姻と部落共同体の利益が問われている場合には、わたしたちの慣習法は別様に陳述しているところである。しかし婚姻が遂行されたら妻は夫が奴隷であったり、奉公人の息子でなければ、夫の権力下に入る。しかしそのような場合には奴隷である者も、奉公人の息子である者も、その妻に対していかなる命令権も行使しえないし、ましてや祖父が結婚したその息子を解放したとしても、つねに祖父の権威下にある彼らの子供に対して命令権を有さない。その理由は、家政というものはひとりの^{おき}長、ひとりの^{あるじ}主、ひとりの主人しか認めないからだ [Inst., I, 12]。そうでなくもし複数の^{おき}長がいたら、指揮は抵触するだろうし、一族は絶えざる困惑のうちにとどまるだろう。このように奉公人の息子と結婚する自由身分の女は、義父の権力下におかれる。奉公人の娘と結婚した自由身分の男は、義父の家にとどまろうと欲したら、他人の権力下におかれるのと同様である。それ以外のことがらに関してはその男が自分の権利と自由を謳歌するにもかかわらず、そうなのである [Dig.I, 16, 195]。しかしローマ法が、結婚し夫の家に連れてこられた娘は、もしその娘が父親から解放されていなければ、夫に服するのではなく、父に服するものとみなしているとするのは、およそもっともらしくない [Dig., XXV, 3, I, 1; Dig., XLVII, 10 I, § 9. e 18, § 2; Dig., XLVIII, 30, 1; Dig., XXIV, 3, 2, § 1, e 29, 7. Cod., VI, 20, 7; Cod., VI, 46, 51 および v. *ad locum* *Accursio* (v. 1182-1258/ 1260, ボローニャ出身。『法典』の解釈者の中でもっとも著名な人物。ボローニャ学派の権威), glosa; Cino da Pistoia, *Comm. in Codicem etc.*; Bartolo, *In Iam Codicis partem*, Bartolomeo da Saliceto (バルトロメオ・ダ・サリチエート: ?-1412. ボローニャ出身。ボローニャとパドヴァで教鞭をとる。民法学者にして教会法学者), *Comm. in nuvem librod Codicis*; Alberico da Rosate, *Comm. in Codicem*]。これはホメロスが告げるように、各人は家族に掟をあたえられるように〔出典不詳〕、自らの館では主人であるという自然の律法に反している。同様に、夫に従うために父母の

もとを去るのであるという神の掟の〔「創世記」第一章〕〈第二章第二十四節の誤り〉、妻の祝福のために権力を夫に与えられている神の掟〔「民数記」第三十章〕〈第十一節以降〕〔伊訳編者はさらにわたしたちの手の届きそうな範囲で、アウグスティヌスの *Questiones in Heptateuchum*, IV, *De numeris* 39 [P.L., 34, col. 745] を挙げているが、わたしたちの貧相な書架には日本語訳の『アウグスティヌス著作集』（未完）とプレイヤード版の *Les Confessions précédées de Dialogues philosophiques; La Cité de Dieu*, Gallimard; *Oeuvres Complètes du Saint Augustin*, Traduites pour la Première fois en français sous la direction de M.Poujoulat et de M.L'Abbé Raux, 33 vols., Bar-Le-Duc, 1804（羅仏対訳本）があるのみで、該当文献は捜しきれなかった。仕方がないのでラテン教父全集（メニュー）の指定箇所をさがしてみると、*Questinum S.Augustin en Heptateuchum* の *Liber Quartus* (*Questiones in Numeros*) col. 745. があった。再び幾つか見覚えのあるラテン語を頼りに羅仏対訳版の索引を捜してみたが、この索引が如何に革命時に編纂されたとはいえ、箸にも棒にもかからない、出鱈目の連続であった。断念するには悔しかったし、第一巻からラテン語を突き合わせてみると、「第七巻」717ページ(g)-(d)に該当する詩句があったので、報告できるまでにいたった。本来こうした調査過程は論考や訳稿では省くものだが、幾つかの教訓を得たので年寄りの妄言と見過ごされたい。教訓のひとつは、若い時に染まったネオ・ランソニスムの教授の言葉に「古典語で直接読めない場合には、出来るだけ扱う作品の執筆年代に近い作品を参照せよ」という言葉が、概して正しいものの、現代版も揃えておかなければならない、ということである。第二の教訓として近世初期（あるいはこの場合のように、近代）版には扱うに注意せよ、ということである。特にフランス革命時のように時代が大きく変動している場合には、ちなみに訳者はこの註ひとつをつけるのに夏休みの貴重な数日間を奪われた。伊訳編者はさらに数点の文献を指示しているが、いずれも法学書かこの極東の地では手に入らなかったものなので、他の訳註と同じく略した〕[can. 3, C. XXXIII, q. 5] に反している。であればローマ法は、この問題をめぐってはいささかの正しさもないし、よりいっそうど

の地域におけるよりも、この王国〔フランス〕ではそうなのである。なぜなら慣習法は概して、結婚した女を父の権力から解放しているからである [Giovanni Fabre 〈ジャン・ファール :?-1340。アングレームの法曹家。民法学者。代表作は『判例集』〉, *In Institutiones Commentarii*, in § 1 de S.C. Tertulliano (=Inst., III, 3, § 1) ; *La Pratique de Masuer* 〈ジャン・ル・マジュール :?-1491。オーヴェルニュのリオン出身。オルレアン大学教授。その実務書はご覧の標題で仏語訳された〉 *La Pratique de Masuer ancien Jurisconsulte et Practicien de France*, traduite de Latin en François par Antoine Fontanon, Paris, MDLXXVII, XV, m., *Des Injures*, 75 r° et suiv; id., XIV, *Des Dots et Mariages*, 70 v° et suiv.]. このことは、プルタルコスがラコニア人に語っているように、ラケダエモンに相似していた。その地では結婚した女はつぎのように話しているのである。「わたしが娘だったころ、わたしは父の命令に従いました。でもいまは結婚しているのですから、わたしが従わなければならないのは夫に対してです」と [プルタルコス「スパルタ女性たちの名言集」、〔プルタルコス『モラリア』「第三巻」所収、松本仁助訳、京都大学学術出版会、242 ページ〕。さもなければ、妻は夫の命令を足で踏みじり、自分に都合の良い時に、父親を保証人にして〈ボダンの言葉と彼が引用している律法は、のちに皇帝時代になると十全な形態で姿を現す、秩序をもたない、最終的な共同体の支配的な目標になってしまった、所謂「平等な権力」にもとづくローマ時代の結婚の、あの種の形式に立ち戻ってしまっているように想われる。それは古代の夫唱婦随もしくは夫に権力がある結婚と対照をなす形式で、男系優先の家族に、結婚した妻を通じての権利主張を可能とするのを保証するのである。このふたつの異なる形態間の差異はボダンのもとでは明白になっているようには思われない。ボダンの生きている間に、このことは高名な律法家たちの共有財産となっている。就中、A. Altiano, *Parerga juris*, XI, 7 (Basileae, 1582, IV, p. 562)、夫のもとを去ってしまうだろう [作業の効率化と婚姻関係について以下の文書は例外を設けている。 *Accursio, glo. in l.si uxorem, de conditionibus insertis* 〈Cod., VI, 46, 5〉, 及び in § I

de S. C. Tertul. (=Inst. III, 3 § 1), con riferimento alla *l. sicut, de operis libertatis* (Dig., XXXVIII, I, 48), Cfr. Bartolo, *In Ilam Infortiati partem*; Giovanni Nicoletti Detto l'Imolano, *Comm. in quattuor postmeridianos iuris civ. tractatus ecc.*, Paolo de Castro, *In Iam et Ilam Infortiati partem comm. in l. rei iudicatio et seqq. solute matrimonio* (= Dig., XXXVIII, 3, 5 segg.) 註解者たちはローマ法を弁解しながら、妻がまだ父親から解放されていないにもかかわらず、夫に従わない場合に出来るであろう不都合について、いくつかの例外を加えてきた。しかしいかなる父親の権力をのぞいても、あらゆる神の律法、人間の律法は。それが違法でないかぎり、妻は夫の命令に服従しなければならないという、ただ一点で合意している。たったひとりのイタリア人法学者が、妻は夫の権力下にないと主張しているだけだ [Giovanni d'Andrea, *Additiones ad Speculum iudiciale*, IV, 4° (III, fol. 173 r)]. しかしこの者の発言になんらの権威も正当性もないと同様、彼の見解を採用する者はいない。なぜならロムルの律法によって、妻に対して夫は完璧な支配権を有していたのみならず、四つのケースにおいて訴訟の手続きも形式もとらないで、妻を死なせることができるからだ。すなわち、姦通の場合、妊娠しているふりをする場合、複製の鍵を作った場合、酒を呑んだ場合である [Les Antiquitez Romaines de Denys d'Halicarnasse, Traduites du Grec par le P. Gabriel François Le Jay, de la Compagne de Jesus. Avec des Notes Historiques, critiques et Geographiques, t. II, Paris, MDCCXXII, pp. 98 et suiv.]. 次第次第に律法と慣習法の厳しさは緩和し、姦通の刑罰は妻の両親の裁量に委ねられた。これについてはティベリウス帝の治世に更新され、実践された [タキトゥス、第二巻第五十節、前掲書、61 ページ]。それというのも姦通の事由で妻を離縁したり、同じ罪で被害をこうむっている立場に置かれたりする夫がいても、訴訟では無罪と判断されながら、親族の大いなる屈辱の原因となって、親族がそのため往々妻を殺したり、追放したことがあったからである。そしてどれほど夫の権力がはなはだしく減衰したとしても、監察官マルクス・カトー

が民衆に対し [Tite-Live, *Histoire Romaine* tome septieme, Traduction Nouvelle, par Eugène Lasserre, Garnier Frères, Livre XXXV (XXXIV の誤り), chapit. II, p. 338 et suiv.; およびスエトニウス「ティベリウス」第三章第三十五節、前掲書(上)所取、pp. 264-265を参照]、妻たちから色模様の着衣を取り上げ、黄金一オンス以上をまとうことを禁じたオッピアヌス法を弁護しておこなった演説につうじて [L. Annaeus Florus, *Abberge de Histoire Romaine*, Liv. III, XIV, in *Collection Nizard*, pp. 678(d)-679(g)]、妻たちが一生涯父親や兄弟、夫、男の親族の後見下にあり、彼らの権威と同意なくして、いかなる合法的なおこないをすることも、契約することもできないほどだったことが明らかにされている。カトーはロムルスが制定した律法のおよそ五百五十年後に生きており、その二百年後、法曹のウルピアヌスは〔出典不詳〕、妻と娘には後見者をつけ [Institutiones, XI; i, IX]、結婚したあかつきには、夫ニ隷従スル、すなわち夫の権力下にあると述べている。もし彼が、権力ヲ有シテイルひとびとと、隷従シテイルひとびとの権利を分断してしまったといわれても、このことから妻がそのせいで夫の権力下に入るという結論は導き出されない。なぜならこれは夫が妻を従え、父親が子供たちを従え、主人が奴隷を従える権力の差異を示すためになされたものであって、だれがこの「隷従〔manus〕」という言葉が権限とか、権威とか、権力とかをしめさないと思うだろうか。ヘブライ人 [『創世記』第二十四章; 『出エジプト記』第二十一章第十三節; 『民数記』第十一章第二十三節] やギリシア人やローマ人たちはつぎのようにいわなかっただろうか。つまり彼らが「王の手〔mains〕」とか、「敵の隷従下〔in manus〕ニ入ルコト」〈一五八三年以前の諸版においては著者の〔スエトニウス、εις χειρσιν έχθών έλθειν〕という註がある〉とかいう場合であり、フェストゥス・ポンペイウスさえ [Festo Pompeo, *De sign.verb., v.remancipatam* (277 M)]; パレンテ版は上記の指示をしているが、手元の Sextes Pompeius Festus, *De la signification des Mots*, traduit pour la première fois en français par M.A. Savagner, 2 vols. Panckoucke, 1846.

では確認出来なかった)、妻をめとった夫について語るとき、「隷従スルコト」という言葉を用いなかったろうか。これは奴隷についての用語で、この〔フランス〕王国のいくつもの慣習法で、妻を離縁するときも、用いられている。そして妻に対する夫の権力が概してあらゆる民族に共通していることを示すためには、二、三の事例をあげれば十分であろう。トラキア国王のオロルスは〔出典未詳〕ダキア人を敵によって降伏させられたがために、夫が妻に仕えるように強いた。きわめつきの隷従の徴であり、この王が考え付いた最大の侮蔑の徴としてそうしたのだ〔Justin, *Histoires Philippiques de Justin, extradites de Trogue-Pompée*, Liv. XXII, III, in collection Nizard, 518(g)-(d)〕。同様にわたしたちは、ロンバルディアの律法において、妻は古代ローマの女たちと同様の隷従状態にあった。つまり夫は妻の生殺与奪の権利を握っていて〔ロターリおよびリウトブランド、そして総じてロンバルディアの律法に於いて、また取り分け以下のものについてはそうである。 *Leges Langobardorum*, II, tit. *qualiter mulieri liberae alienare sit*, 1, 3 および 4 (Venetiis, 1537, foll. 108 r-110 r —MGH, *Leges*, IV, *Lib. Pap. Rotharis*, 204 (p. 346)), *Pippini*, 34 (p. 520), *Widonis*, 8 (p. 567)〕、これは今から二百六十年も遡らない〔*Accursio, glo. in l. velles, de revocanda donatione* (=Cod., VIII, 55, 6)〕 *cfr. ad locum Baldo, In Omnes Codicis libros*〕バルドゥスの時代にも行使しされていた。わたしたちの祖先、ガリア人に関していえば、彼らが妻に対して有していたほど大きな権力が世界中のどこにあるだろうか。カエサルはその『ガリア戦記』で〔ユリウス・カエサル『ガリア戦記』「第六卷」第十九章、前掲書、94ページ〕、ガリアの男たちは、奴隷に対するのとおなじく、その妻や息子に対して生殺与奪の全権を握っていると述べて、そのことを示している。そしてもし夫が妻のせいで死んだという疑惑をほんの僅かでもいさぐようになつたら、親族が彼女をつかまえ、拷問し、彼女がよい負かされたら、行政官の許可なく、無残に死なしめた〔*Les Antiquitez Romaines de Denys d'Halicarnasse, op.cit.*, 121-124 : 『プリニウスの博物誌』「第三十四卷」

第十四節、前掲書 1373 ページ：Valère Maxime, *Les Neuf Livres des Faits et des Paroles Mé-*
morables, Liv. II, Chap. 5, in *Collection Nizard*, pp. 571 (g)-573 (d): キケロ。「神々の本性

について」第 3 巻、前掲著作集「第 11 巻」山下太郎訳 (力不足で同定できなかった) : Plutarque, *Les demandes des Choses Romaines*, in *Les Oeuvres Morales et Philosophiques de*
Plutarque, Translatées de Grec en François, reveuës & corrigees en ceste presente edition en plusieurs
passages par le Tlanslateur, Paris, MDLXXXI, m., pp. 461 r° : Aulu-Gelle, *Les Nuits Attiques*,
Liv. X, Chap. XXIII, in *Collection Nizard, op.cit.*, pp. 601 (d)-602 (g): テルトゥリアヌス

『護教論』第六章第六節、『キリスト教教父著作集』「第 14 巻テルトゥリアヌス 2」
所収、鈴木一郎訳、教文館、19 ページ〕。しかし酒を呑んだことに関するよう
な、理由がもっとはっきりしている場合、夫にはローマ人の律法に添っ
て、妻を死に至らしめることが許され、このケースについては古代人すべ
てが同意している。それはローマ人の慣習であっただけでなく、テオプラ
ストス〈アテナイ近郊。テオプラストス, *Deipnosophistae*, X, 429 [未詳。伊訳編者
による]〉もまた、プロヴァンス地方の昔のマルセイユ市民や、ミレトス市
民は、酒を呑んだ妻について同じ律法を行使していた、と書いている。酒
に溺れた妻の過度の嗜好は、彼女をすぐに酔いどれにし、次いで姦婦にす
ると判断されているからである。同じくわたしたちは、ロムルスの律法に
よって夫に授けられた、行政官の許可なく姦通のゆえに妻を死なしめる権
利が、ローマ人におけるように、全ギリシア地方に共通していたのを知る
ことができる〔ポリュビオス『歴史』「第二巻」、『歴史』「第一巻」所収、城江良
和訳、京都大学学術出版会：未同定〕。なぜなら、姦通している現場を取り押
さえられた娘を殺すことをただ父親にのみ赦し [Dig., XIVIII, 5, 25 および
21]、それ以外では赦さなかったユリウス法は [Dig., XLVIII, 5, 1]、ロムルス
の律法の七百年後にアウグストゥス帝によって制定されたからである [Dig.,
XLVIII, 5, 39; Dig., XLVIII. 8. 3; Cod., IX 16, 4; Dig., XXIX, 5, 5]。しかしながらユリ
ウス法は同時に、父親に対するように夫に、例外的なあるひとびとに対し

て、律法の例外の範囲を軽率に逸脱した夫を罰しながらではあるが、そうした権利を行使することを許可した [Dig. XLVIII, 5, 25]。しかし公共の刑罰は、夫に禁じられている [Auth. 《sed novo iure》 (Cod. VIII, 13—Nov. CXVII) ad Cod., IX, 9] 以外では、夫が妻に対して有している [Dig. XLVIII, 5, 39; Dig., XLVIII, 8, 1; Cod., IX, 16, 4; Dig., XXIX, 5, 3]。その他の矯正において、その適用を除外するものではない。その後、皇后テオドラは、混濁した意識の持ち主である皇帝ユスティニアヌスに対して全権をふるい〈ユスティニアヌスとテオドラの関係と、後者が前者に及ぼした影響の表現は西欧社会にとってのプロコピウスの重要性を物語っている。cf. 取り分け『秘史』第九章第二十七節・第十章第一節以降、プロコピオス『秘史』、和田廣訳、京都大学学術出版会、2015年、74ページ以降、および80ページ以降、その他〉妻たちの利益になるようにあらゆる律法を制定し、なかんずく古代ギリシア人が、デモステネスの弁論集 [デモステネス「ネアイラ弾劾」86:未確認] で見て取れるとおり、屈辱のマークをつけて姦婦たちを追放したように、死罪を恥辱の罪にしてしまった。これは不条理なように思えるが、恥辱は名誉をすでに失い、すっかり恥知らずになってしまった女から名誉を奪うことにほかならないように変えてしまったのである。したがってその女は、この王国で [Giovanni Fabre, *In Justiniani imperatoris Codicem breviarium, in L.2 quae sit longa consuetude* (=Cod., VIII, 52, 2); Guglielmo Benoît 〈ギヨーム・ブノワ: 15～16世紀の法律学者。トゥルーズ高等法院参事。以下に挙げる書が代表作, *Repetitio in capite, u.cuidam* (§ 13, Lugduni, 1550, II, fol. 138 v)]、何の刑罰を受けることなく、神の律法が [「レビ記」第二十章第十節; 「ダニエル書」第十三章第四十一節 [原著もイタリア語訳も「ダニエル書」をあげ、あまつさえイタリア語訳は「第四十一節」と補足している。ただ訳者の手元の日本語訳・16世紀フランス語訳・ウルガータ訳の「ダニエル書」はいずれも「第十二章」で終わっている。訳者の知らない『聖書』の版が存在したか、それとも何らかの誤記によるのか、ご教示を乞う次第である]; 「申命記」第

二十四章第一節] その昔もっとも厳格な処刑、すなわち石打の刑で [Maimonide, *Morech Nebukim*, III] 罰した罪から免れて、ほとんど苦しめられることなくとどまっているのだ、デモステネスは続けて、少なくともエジプト人は女からはその鼻を切り取り、男からはその局部を切り取って、罰していた、という [Diodore de Sicile, *Bibliothèque Historique*, traduite du grec avec deux Préface, des Notes et un Index par Ferd. Hoefler, t.1, pp. 89-90, Hachette, 1865]。そして公共よりは夫にかかわり、死罪にはいささかも値しないその他の犯罪にかんしては、夫が妻をほどほどに罰する権力を有するという点でみなが一致している。法律が夫に、その妻に対して与えている限度を超えて、夫がその権力を濫用しないように、妻たちは夫に対して扱いが悪いとか、素行が悪い場合には裁判に訴えることができた。これはその後、ユスティニアヌス帝によって、離別の原因をもたらした者に対する、結婚の合意にともなうさまざまな権利に即して適用されるべき、なんらかの非公式的な刑罰や金銭的な刑罰、主として姦通や、実際に効果をあげなかったものの試みられた毒物施用にかかわる刑罰が命じてられて、廃止された [Can. 35, C, XXIII, q. 4: *Accursio, glo. in l. (sed) etsi § ult. ad legem Aquilam* (=Dig., IX, 2, 5, § 3), および以下の文献を参照: *Auth. «ut liceat matri»* (Coll. VIII, 13=Nov. CXVII); Baldo degli Ubaldi, *In omnes Codicis libros, in l. filius, de patria potestate* (=Cod., VIII, 36, 3); *in l. nec patronus, de operis libertatis* (=Cod., VI, 3, 7); *Consilia et response* (I), 176 (Venetiis, 1609, I foll. 48 v-49r); Niccolo de' Todeschi, detto il Palermitano, *Comm. in libros Decretalium, in cap. ex transmissa, de restitution spoliatorum* (=cap. 8, II, 13); Baltolo, *In Iam Codicis partem, in l. iubemus, de repudiis* (=Cod., V, 17, 11)]。しかしユスティニアヌス帝の命令にもかかわらず [[パレンテは Quintilliano, *Declamationes*, VII, 4, 42 を指示しているが手元の *Les Grandes et entieres Declamations du Fameux Orateur Quintilien, mises en François par le Sieur du Teil*, Paris, MDCLIX, m., Septiesme Declamation, La Torture du Pauvre, p. 146 et suiv. のどこに該当するのか詳らかにしない]; *Dig.*, XXIII, 4, 5; *Dig.*, XXIV, 3, 30]、

夫から辱められ、不当な扱いを受けた妻には、離婚を要求することが認められている。夫と妻の間であって不当な仕打ちを認めるべきでないにもかかわらず、結婚の節操と品位（あるひとびとが欲しているように）[Giovanni d'Andrea, *Additiones ad Speculum*, IV, 4a, *de injuriis* (fol.190 r), 以下の文献も参照。Dig., 2,2; Dig., IV, 3, 11; XLVII, 2, 52; Alessandro Tartagni, *Comm. in lam et Ilam Infortiati partem, in l. divortio § si fundum, solute matrimonio* (Dig., XXIV, 3, 8) ; Pietro d'Ancasano (ピエトロ・ダンカサーノ : v. 1330-1416, ボローニャ、シエナ、パドヴァ、フェッラーリで教鞭をとる。教会法学者), *Consilia sive Juris response*, 408] を法がたいそう評価しているので、夫や第三者が、妻が夫の動産を好き放題にしていたとしても、妻に対して窃盗の訴訟を起こさないように、法は欲しているのである [Did., XXV, 2, 2 e 1; Cod., IX, 4, 4]。しかしアルテミドロス〔前2世紀頃のギリシアの地理学者〕がいうように (Artemidoro, *Oneirocritica*, 恐らく IV 20. この作品はその神秘的な世界の印象的で空想科学的な解釈の性質のためにルネサンス文化においてかなり好まれた)、結婚の愛情以上に大きな愛情は存在しなければいけないほど、そこに憎しみが根をおろしたら、その憎しみは重大なものになる。このために神の掟は、離婚に触れているのだが、それ以後、離婚はあらゆる民族に共通のものとなり、こんにちでもなおアフリカや東洋全土で習慣となっていて、先妻以外の女とは立派に再婚できるが先妻を取り戻すことはできないという条件で、妻が気に入らなければ一方的に離縁でき、それが高慢な妻を注意深くさせている。またもっともな謂われなく妻を離縁したと知れたら、容易には妻をさがせなくなる夫たちには傷ましい限りである。さらに理由なくして妻を離縁したと思われると評判が立った場合については、わたしは慣習に差し戻したい。しかし当事者が要請している離婚の原因を述べないままであっても、離婚がたしかに認められるものなら、当事者を一緒に暮らすよう拘束するほど望ましくないことはない。なぜならそうすることで、当事者たちの名誉は危険にさ

らされ、離婚がその原因を伝えないとき、名誉はヴェールで覆われたままにとどまるであろうからである。それは古代にそうしているとおりであり、またこんにちでもなお、ヘブライ人たちがそうしているように、である。彼らの学説彙纂、律法学者のモイーズ・コトシの学説彙纂においてさえそうであり、コトシはその解約（彼らは離婚のことをこう呼んでいる）の章の記録を、ユダヤ人たちがパリに住んでいるとき、パリにいたラビのジェイエル〈ジョイエル・ベン・ジョセフ：十二世紀後半-1286。著名なラビで幾度もパリを訪れ、そこに居住していたユダヤ人の指導者と考えられていた〉師に創世暦五〇一八年〔西暦一二四〇年〕十月二十九日火曜日、妻に書簡を書き送っているが〈不詳〉、この記録は離婚の訴訟について何も語っていない。わたし〔ボダン〕は、律法学者モイーズ・ド・マイモン師〔マイモニデス〕が蒐集したヘブライ版学説彙纂の書簡で、もうひとつ見つけた。それはカルデアで作成された、第三章「妻」という項目においてであって〔マイモニデスは、Commentarii in Mishnâh, N 第三章で、《Našim》もしくは妻について論じている〕、その章ではさまざまな地域の裁判官が特別な委任状と、三人の証人をまえにして妻を離縁した者の証書をみたあとで、以下の言葉を付け加えている。すなわち、彼は純粋にかつ単純に、その原因を付け加えることなく、妻を離縁したのであって、自分の気に入る誰とでも再婚することを許可する、と。そして裁判官は当事者たちに証書を渡している。そうしたことにおいて、妻はいささかも不名誉を蒙ることなく、自分の地位にふさわしい相手を見つけることができる〔プルタルコス、「アルキビアデス」伝、〈第八章第五-第六節〉、前掲書。「第二巻」所収、120ページ以降〕。事実古代にあってローマ人は、パウルス・アエミリウスが〔プルタルコス、「アエミリウス・パウルス」伝、〈第五章第一節〉、同書288ページ以降〕、はなはだ賢明で正直であり、たいそう高貴な家柄の出身で幾人もの立派な子供をえたと告白しているその妻を離別したとき、そして妻の肉親がその理由を知ろ

うと彼に泣きついたら、彼はその者たちに自分の靴を見せた〔スエトニウス『ローマ皇帝伝』下巻、「クラウディウス」伝、第二十六章以降、国原吉之助訳、岩波文庫、111ページ以降〕。その靴は美しく、立派に作られていたが、それが不快感を与える場所を感じるのは彼しかおらず、もしこの原因は裁判官には十分と思われぬ、あるいはそれが十二分に確認されるものではない場合、当事者たちは、お互い常時憎しみの対象を目の前にして、いっしょに暮さなければならないのである。こうしたことは自分自身が極度の隷属状態、恐怖、絶え間ない不和に陥っているのをみてとり、姦通や往々にして殺人、毒殺がそれに続き、しかも大部分のケースでひとびとには知られることがないようにさせる（Valère Maxime, *op.cit.*, Liv. II, Chap. I pp. 563(g)–569(g); Deny d'Halicarnasse, *op.cit.*, Liv. II, Chap. XXV, pp. 321–323）。ちょうどローマで、妻を離縁する慣習が実施される以前（なぜなら最初の男はローマ建国暦五百年ほどのちのスプリウス・カミリウスだったから）、ひとりの女が夫に毒をもったかどで取り押さえられたが、彼女はその件ではかの者たちを告発し、彼女たちは仲間同士いっしょになって、お互いに七十名にのぼる同様の罪を告発し合った（Tite-Live, *Histoire Romaine*, Liv. VIII, Chapt XXVIII. 但し「七十名」という数字は欠落している）。この者たちはすべて処刑されたが、これは相互に離婚するいかなる方法もない土地ではよりいっそう恐れるべきことがらである。なぜならローマ皇帝たちは離婚が安易におこなわれるのを防ごうと欲し、古来の慣習を改めようとして、離婚の原因となった者に対し、結婚の協定の滅失以外のことを命じなかった〔*Cod.*, V, 17, 8 および 12; Baldo degli Ubaldi, *In omnes Codicis libros, in l. 1 § quod scimus, de latina libertate tollenda*（=*Cod.*, VII, 6, 1, § 3）; Niccolo de' Todeschi, detto II, Palermitano, *Consilia et responsa*, IV, 328; Giasone dei Maino および Alessandro Tartagni, *In Infortiatum, in l. si ab hostibus, soluto matrimonio*（*Dig.*, XXIV, 3, 10）〕。さらにアナスタシウスはふたりの同意にもとづく離婚を罰することなく〔*Cod.*, V, 17, 9〕許可した。これが

ユスティニアヌス帝により [Auth, 《quod hodie》〈Coll. VIII, 13=Nov. CXVII〉 ad Cod., V, 17, 9] 禁止されたことを、各人はめいめいに、ある者は好都合に、別のものは不都合に、考えることが出来る。しかし律法がどのような変容をとまなおうとも、どのような多様性を帯びようとも、妻を夫への服従から、ただ単に服従のみならず、夫に負っている崇敬の念 [Cod., V, 13, 1; Dig., XXIV, 3, 14] から免れさせる律法や慣習法が存在した験しはなく、それは行政官の許可なくして妻に夫を訴えることが許されなかったほどであった [Dig., II, 4, 13; Filippo Decio, *Comm. in Dig., vetus et Codicem, in l. ult. de in jus vocand.*〈Dig., II, 4, 25〉]。ところで、エウリピデスが述べているように [恐らく『メデア』217行：伊語訳編者の指摘による]、国家を維持していくためには、夫に対する妻の服従以上に優れて、より必要なにごともこの世には存在しないのと同様に、どれほどマルクス・ウァロが [M. T. Varron, *De l'Agriculture*, Liv. I, , in *Collection Nizard*, 77(d)-78(d)] 奴隷は打擲によってではなく言葉によって矯正されることが望ましいし、さらにいっそうはっきりした理由で、律法が神的で人間的な家庭の伴侶と呼んでいる妻 [Cod., IX, 4, 1] に対してそうであるのは、ホメロスがユピテルをわたしたちに紹介するに際して、自分にさからうのを目の当たりにした妻を叱るにあたって、脅すだけにとどめそれ以上には及んでいないことを十分に示しているように [ホメロス『イーリアス』「第一巻」、『世界文學大系』「第一巻」所収、呉茂一訳、筑摩書房、181ページ以降]、夫は結婚の権威の陰に隠れて妻を奴隷にしてはならない。同じく妻たちの断固たる敵であると称されていたカトーも自分の妻を叩いたことは一度もなく、こうしたことを神聖冒瀆とみなしていた [プルタルコス、「マルクス・カトー」伝、第二十節、前掲書「第三巻」所収、84ページ以降]。それにしても彼は、妻が服従することを支持する結婚の重要度と威厳をまもるすべを知っていた。こうしたことは、自分たちの妻を女主人にして貴婦人と呼んでいたラケダエモン人たちが非難されていたように [アリスト

テレス、『政治論』、第二卷第九章、72 ページ以降；プルタルコス「スパルタ女性たちの名言集」〔「リュクルゴス」、前掲書、第十三章以降〕、主人から伴侶へと、ついで奉公人へと、さらに奉公人から奴隸へとなくなっていった者がけっしておこなわないであろうことであり、すでに結婚の威厳と妻たちに命令する男性としての徴を喪失していたローマ人たちもまさしくそうしていたのである〔スエトニウス「クラウディウス」、前掲書、〈第二十六章以降〉；*Dig.*, XXXII, I, 41; *Dig.*, XXXIII, 1, 19; *Dig.*, XXIV, 2, 40〕。女らしくなった夫たちに命令するのにかくも大きな喜びを抱いている妻たちが、どれほど、賢明で明晰なひとびとに従うよりも盲人を導く方を好むひとびとに似通っているとはいえ、そうなのである。ところであらゆるものに、その限界と適性に依拠して命名した、神の掟や神聖な言葉は夫をバール、すなわち命令することが夫の権利であることを示すために、支配者にして主人と呼んでいる。同じく、あらゆる民族の掟は妻たちの心を撓めるため、そして夫たちに、知恵と徳目で妻たちを凌駕しなければならないと知らしめるために、妻の名誉と繁栄は夫に依拠するよう命令し、このような次第で、もし夫が貴族なら庶民の女も貴婦人となり〔*Dig.*, 1, 9, 8; *Cod.*, V, 4, 10 および 28; *Cod.*, X, 40, 9. Bartolo, *In Ilam Did. Novi partem*; Raffaele Fulgosio 〈ラファエーレ・フルゴシオ：1367-1427。民法学者。ヴェネツィア共和国顧問〉, *In Iam et Ilam Pandectarum partem*; Paolo di Castro, *In Ilam Dig. Novi partem*; Giasone, del Maino, *In Dig. novum. in l. ult. de verb.sign.* 〈=*Dig.*, L, 16, 246〉 ; Guido Pape, *Consilia* 217 〈Lugduni, 1525, fol. 276 r〉 ; および *Decisiones Parlamenti Delphinalis Gratianopolis*, 196, 349 および 379 〈Lugduni, 1534, foll. XCV V, CXLIV r CVLI r〉〕、もし令嬢が庶民の男と結婚するなら、彼女は己れの貴族性を失うのである〔Bartolo, *In Ilam Codicis partem, in l. 1 de dignitatibus* 〈*Cod.*, XII, 1, 1〉 ; Paolo di Castro, *In Ilam Dig. Novi partem, in l. ult. de verb. sign.* 〈=*Dig.*, L., 16, 246〉 ; Pierfilippo della Cornia, *Consilia sive response*, 1, 55 ; IV, 26 〈IV, fol. 35 r〉〕。ちょうどそれは古代に、たとえばリュキア族、デルフ族、サンティ族、イリエ

ンス族、およびダマス民族のいくつかの部族のように [Dig. L., 1, 1; プルタルコス「女性たちの勇敢」〔原著の註は左記の記事を指摘しているが、パレンテは、同「リュクログス」第十三章に改めている〕、父親がはっきりしないので、父親からではなく母方からその貴族政と資質を継承した、いくつかの民族が存在したにもかかわらず、である。あるいはまた、シャンパーニュ地方におけるように、戦争であらゆる貴族が減びてしまったことに因する場合もある。シャンパーニュ地方では貴族の妻がその庶民の夫を、さらに彼らの子供たちを、先に告げたような理由で、妻がその身分を守り、夫の身上 [Dig. I, 9, 18]、すなわち郷里 [Accursio, *glo. in l. cives, de incolis* (=Cod., X, 40, 7) ; Bartolo, In *Ilam Codicis partem*; Angelo degli Ubaldi, *Comm. in Codicem*, Giovanni da Platea, *Comme. In Codicem, ad locum*; Baldo, *Consilia et responsa*, V, 139] とか、血縁 [Cod., XII, 35, 10; Pierfilippo della Cornia, *Consilia*, 1, 41 (I, foll. 49 r segg.)] とか、家柄 [Dig., II, 1, 19; V, 1, 65; L, 1, 32 および 38] とか、出自とかに従い、夫が追放され、放浪の身になろうとも [Dig. I, 1, および la glossa; Baldo degli Ubaldi, *Consilia*, 1, 351, § 7, および 1, 411 (I, 1°, foll. 109 v および 126 r)], にもかかわらず妻は夫に従うべきであるように望んでいるヘロドトスが述べたとおり [ヘロドトス『歴史』第三卷 (引用箇所は特定できない) ; Baldo, In *omnes Codicis liberos, in l. ult. de servis fugitivis Code.*, VI, I, 8]、どれほどあらゆる律法学者が、すべての民族の法が示すとおり、慣習法によりそのようなことは不可能であると主張するにもかかわらず [Bartolo, In *Ilam Codicis partem*; Angelo degli Ubaldi, *Comm. in Codicem*; Giovanni da Platea, *Super tribus ultimis libris Codicis in l. exemplo, de decurionibus* (=Cod., X, 32, 36) ; Andrea Barbazzi, *Consilia* (II), 57 (I, p. 2[ⓐ], fol. 160 r) ; G. Beoît, *Repetitio in cap. Raynutinus*, § 15 (I, fo. 2 r) ; Francesco Accolti detto l'Aretino, In *primi, Ildi et Uri Decretalium titulus Comm.*, および Felino Sandeo, *Comm. in Decr. Libros V, in cap. sup eo, de testibus* (cap. 3 XII, 21)], 貴族にするのであった。この点においては法律学者みなが、教会法学者みなが合意するところである [Odofredo Denari (オド

フレード・デナーリ 1226-1265。ポローニャ出身。民法及び封建法解釈者), *Praelectiones in I am partem Codicis in l. I de uxor milit* (=Cod., II, 51, 1) ; Guglielmo de Cun, *In Digestum vestus*, および Alberico da Rosate, *In Iam Dig. Veteris partem, in l. observare, de officio proconsulis* (=Dig., I, 16, 4) ; Angero および Baldo degli Ubaldi, Alessandro Tartagni および Ludovico Romano (ルドヴィコ・ローマーノ : 1409-1439。スポレート出身。ファルディナント・ダラゴンによって招かれたバーゼル聖職者会議の際に没。シエナで教鞭をとり、ローマの主席公証人。民法学者), *In Iam et Ilam Infortiati partem, in l. si cum dote, § si maritus, soluto matrimonio* (=Dig., XXIV, 3, 22, § 7). *Commentarii in Decretalium libros, in cap. de illis, de sponsalibus* (=cap. 5, X, IV, 1) および *in cap. I de conjugii leprosurum* (=cap. 1, X, IV, 8) における Innocenzo IV, Enrico de' Bartolommei detto l'Ostiense, Antonio da Budrio (1338-v. 1408 : 教会法学者だが、更にある意味で民法註解者。ペルージャ、フィレンツェ、ポローニャで教鞭をとる), entrambi i cardinali (Francesco Zabarella, detto Il cardinale Florentino (フランチェスコ・ザバレーリヤ、通称フィレンツェ枢機卿 : 1360-1417。パドヴァのピオーヴェ・ディ・ザッコ出身。教会法学者。コンスタンツ公会議で活躍。当初は庇護者ヨアンネス二十三世の義を擁護するが、のちにこれを放棄する。フィレンツェのアッチオウオーリ司教代理。これが通称の由来である), および Giovanni Antonio da Sangiorgio, detto Il cardinale Alessandrino (? -1509 : ピアチェンツァ出身。教会法学者にして封建法学者。パヴィアで教鞭をとる。アレクサンドレイア司教。ローマ聖庁控訴院陪席判事)]。このような具合で、あらゆる律法や慣習が夫を妻の行動と、夫のもとにおとずれるあらゆる資産の用益権との主とし、夫の、もしくは夫が拒絶した場合は判事の權威なくして、妻が原告の立場であろうと被告の立場であろうと、裁判に出席することを許可していない [Cod., V, 12, 30; Dig., XXIII, 3, 9, § 2]。あらゆる名誉と法に適ったことがらすべてにおいて、服従や敬意、命令の遵守を妻は夫に負っている。わたし [ボダン] は、夫にいささかも従わないことを妻たちがはっきりと明言している婚姻契約にあって、

少なからぬ条文や協定が存するのを知っている。しかしこの種の約定や協定は、それらがひとと神とのために反し、公けの潔癖さに反するものである以上、夫の権力と権威に妨げるものではないし、誓言が夫を拘束しうるようないかなる効果も価値ももたないものなのである [Dig., II, 14, 7 および Dig., LXV, 1, 26]。(第一巻第一章～第三章訳了)

[付記] 前書きと重なるがこの訳稿、および本誌に同時掲載させて載いている、リシャール・シモンのヴァリアントの洗い出しは恩師にして兄としたった、故野沢協の指示によるものである。

野沢協は訳者にヴァリアントを網羅したボダンの『国家論全六巻』の和訳を命じたが、本稿冒頭で述べたように、それは訳者ひとりの能力では如何ともしがたいものであることが判明した。またリシャール・シモンの著書の邦訳(ついでに言えばスピノザの『神学政治論』のサン・グラン訳からの和訳も)手をつけてみるよう誘われたが、これは訳者の能力の過大評価である。——そのような事情で老い先短い身、本訳稿の完成さえあやぶまれるが、この拙い仕事を、今だに夢にまであらわれ、わたしの中に生きている野沢協という学者にして人生の師にささげたいと思う。多くの書物なら「野沢先生の霊にささぐ」と書くのだろうが、野沢協は無宗教のひとで、「自分が何者であるか、ここ数日考え、リベラリストであろうと思いました」と訳者に話してくれたのだから「霊にささぐ」と書いたりしたら、はなはだしい失礼であろうから。